

第 I 部

創立から 35 年の歩み
1948年5月～1983年度



第1章

B型円軍票時代の琉球銀行

第1節	琉球銀行の創設	26
第2節	金融政策実行機関としての琉球銀行	41
第3節	B円時代の銀行経営	47
第4節	B円時代10年の業績	66

1 無通貨経済

第二次世界大戦中、沖縄は太平洋戦域における激戦地のひとつであった。1945年3月26日の慶良間諸島への米軍の上陸を皮切りに約3ヵ月間に及ぶ戦闘が繰り広げられ、沖縄は徹底的に破壊された。生産施設はもちろんのこと、山河は形を変え、住民の犠牲も10数万人に達した。

もとより多くの住民は、昼は洞窟に潜み、夜は食糧を求めて田畠、山中をさまようことを繰り返して何とか生き延びた。沖縄本島に上陸すると同時に軍政府を樹立した米軍は直ちに占領地域内に収容所を建設し、こうした住民を軍事作戦の障害とならぬよう、また戦闘への巻き添えを避けるために収容していった。米軍が上陸を開始してから1ヵ月の間に13万余の住民が収容所に保護され、終戦後の1946年10月にはその数は約32万5,000人に達した。戦後の住民生活は、この収容所のなかからスタートした。

戦火によって、生産施設はいよいよ及ばず、ほとんどすべてのものを破壊された住民は、まさに着のみ着のままの状態であった。収容所では、住民は食糧や衣服、医薬品、テントなど必要最低限の物資の配給を受けて生活した。ひとつのテントに数世帯が同居するということも珍しくないことがあった。また、食糧、衣類などが無償で配給されたが、住民は無為に過ごすことが許されたわけではなく、労働可能な住民は収容所の建設、米軍政府の雑役、沖縄戦の後片付けなど「軍作業」に駆り出された。1945年10月30日には旧居住地への復帰が許され、収容所から旧居住地への移動が始まり住民の収容所生活は終わりを告げるが、この移動は翌年の4月ごろまで続いた。

沖縄本島上陸とともに軍政府を樹立した米軍は、併せて金融機関を閉鎖するとともに一切の金銭取引を禁止した。これは、戦火によって生産施設はもとよりほとんどすべてのものが破壊され、したがって貨幣経済を支える経済基盤が存在しなかつたために採られた措置であった。すなわち、実際に通貨を使う機会も必要もなかったために採られた措置であった。収容所内における軍作業についても、その報酬は現金ではなく現物であった。そこでは、住民の経済取引は、米軍からの物資配給と住民間の物々交換だけであり、その交換の単位を表わす標準的な価値尺度として米国製タバコ

が用いられたりした。このような無通貨経済社会は、1946年4月に通貨経済が再開されるまで約1年間続いた。

なお、この無通貨経済は琉球列島すべてがそうであったわけではなく、経済基盤が破壊された沖縄本島およびその周辺の島々に限られたことであった。戦災の比較的少なかった奄美大島、宮古、八重山、久米島においては貨幣経済がそのまま持続された。

2 貨幣経済の再開

占領下の沖縄経済の立て直しを画策していた米軍政府が貨幣経済の再開を宣言したのは、住民が旧居住地へ復帰して農工業などへ従事し、少なくとも可能な物資・サービスの供給ができるようになった1946年3月に入つてからであった。すなわち、米軍政府は1946年3月25日に特別布告を発し、①B型円軍票、②新発行日本銀行券、③5円以上の証紙貼付旧日本銀行券、④5円未満の旧日本銀行券および硬貨を法定通貨として指定した(ただし八重山では、上記の法貨のほかに八重山郵便局印紙切手類出納会計官吏之印が押印された5円以上の旧日本円銀行券も流通した)。この布告に基づいて、4月15日から28日にかけて住民が戦時中より所持していた旧日本円が回収された。しかし、上記のとおり数種の通貨が法定通貨として指定されていたにもかかわらず、実際に1対1の割合で交付されたのはB型円軍票(以下B円と略称する)であり、B円のほか一部旧日本銀行券が流通しただけで新日本円は発行されなかった。これが第一次通貨交換である。



八重山で流通した旧日本銀行券
裏面中央に「八重山郵便局印紙切手類出納会計官吏之印」が押印されている(写真下)

3 琉球銀行の創設

1946年8月、新日本円を沖縄群島のみ法貨に指定する第二次通貨交換が実施された。ところが、この通貨切替えは沖縄群島とその他の群島との使用通貨の不統一を生んだばかりでなく、日本本土からの大勢の引揚者や密航者による新日本円の持込みを誘発した。そのため沖縄経済は、通貨量の膨張からくるインフレに見舞われた。第二次通貨交換後、米軍政府は軍円予算を組むことによって軍労務賃金や経済復興資金および米軍政府直轄行政官庁費を新日本円で支払うようになったが、これも当時のインフレ基調を助長するものにはからなかった。1946年6月から1年も経過しないうちに物価が2倍に跳ね上がったことからも明らかなように、こうした通貨

政策の変更によってもたらされた当時の猛烈なインフレは住民の経済生活を大きく脅かすことになった。

インフレの進行による経済混乱に直面した米軍政府は、これに対処するため1947年初頭、全琉的規模の金融機関を設置すべくその準備にとりかかった。インフレの抑制や各群島間の通貨の統一を目指した新たな通貨政策を展開する前提として、中央銀行的性格を有する金融機関を創設しておかねばならないとする認識に基づいた動きであった。もとより、軍事目的のために隔離され別個の行政組織の下に置かれていた琉球列島4群島の場合、それぞれ個別に経済活動を行うには無理があり、したがって早急に全琉を一円とする経済圏を確立しなければならなかつたこと、そのほか4群島の経済水準が平準化の方向にあったこと、各群島間の自由な経済交流を望む声が高まっていたことなども中央銀行的金融機関の創設に拍車をかけた。

1947年の初めにフィリピン・琉球軍司令部でまとめたとみられる“Ryukyu Report”には、全琉的規模の中央金融機関の設立を計画していたことが述べられている。それから約1年の準備期間を経て1948年1月20日に「琉球銀行条例及び付則」が制定された。同日、第1回理事会が沖縄本島南部の米軍政府内で開催され、理事長護得久朝章、副総裁真栄田正雄(鹿児島興業銀行出身)、支配人富原守保(朝鮮銀行出身)、秘書役肥後西生が役員として選出された。初代総裁については、前年の12月16日にはすでに、当時臨時北部南西諸島政府財政部長の職にあった池畠嶺里(安田銀行出身)が指名されていた。

第1回理事会の出席理事として、条例に基づき次の5氏が指名された。

沖縄本島	護得久 朝 章	長 嶺 但 貴
奄美大島	池 畠 嶺 里	
八重山群島	真栄田 正 雄	
宮古群島	儀 間 真 明	

いずれも、当時分離統治されていた琉球列島内の各群島地域代表の意味をもって選出された人たちであった。ただし沖縄本島のみは人口、および列島中特に経済的重要性を有するという事情が勘案され2名の代表が指名された。

1948年1月20日に開催された第1回理事会の席上、初代総裁に任命された池畠嶺里は次のようなあいさつを行った。

「……軍政府に於ては此の度本諸島の産業経済の復興を図り、且住民に金融の利便を供与すべく琉球銀行を企図せられ、軍政府副長官クレーグ大



初代理事会長
護得久 朝章



初代総裁
池畠 嶺里

佐殿、財政部長リース中佐殿をはじめ関係係官各位の並々ならぬご努力の結果……、百万住民の絶大なる希望を担う琉球銀行の設立をみるに至りましたことは、本諸島住民の感謝措く能わざる處であります。

……思うに軍政布かれて以来、およそ2年有半……、産業経済発展の原動力であり心臓部であるべき銀行機能はほとんど停止の状態であり、これを再建復活する中央銀行を設立して、経済力をこれに集中し、もって住民に金融の利便を供与するとともに、通貨金融政策を確立し、信用制度を育成培養し、産業経済の復興に向かってさらに前進することは、全住民のすべてが待望するところであります。

現下世界各国ともに経済混乱の渦中にあり、南西諸島も亦この一環にあり、これが秩序を回復して、民生の安定と福利の増進を所期することは、しかし容易の業ではなく、況んや琉球銀行の設立を以て、直ちに所期の目的を完遂し得るとは思われないのでありますが、然し乍ら軍政府の強力な指導援助の下、各民政府と同調協力し、前述の目的を達成すると共に、諸島間経済の交流を促進し、併せて対外貿易の再開に備えたいと念願するのであります。

中央銀行たる琉球銀行条例および付則において、種々の特典乃至権益庇護を軍政府より付与せられているのでありますが、斯る軍政府の特別の援助をして真に意義あらしめる為には、その経営において、その機能陣容において、内容実質共に南西諸島の凡ゆる会社、組合団体の模範でなければならないと信じるのであります。

幸いにして軍政府任命によって官民各層の有能達識の士を理事として迎え、その経営を委託せられて居るのでありますが、之等5名理事の緊密なる協力融和を以てすれば、必ずやその負荷の重責に応え、南西諸島住民の福祉に寄与貢献し得ることを確信するものであります。………

ここにマッカーサー元帥(Douglas McArthur, GEN)、ヘイドン准将(Frederic L. Hayden, Brigadier General)、クレーグ大佐(William H. Craig, Colonel Infantry)、リース中佐(William E. Reese, Lt. Colonel)および琉球銀行の設立に協力された軍政府各位に対し、深甚なる感謝を捧げ、ごあいさつに代える次第であります」

同年2月10日、米軍政府副長官クレーグ大佐は琉球銀行を米軍政府資金預託機関として指定する旨の書簡を発し、発足を待たずに当行は琉球銀行条例第2章第5条b項に基づき米軍政府預託機関となった。

第1回理事会終了後、新たに任命された役員を中心に発足準備が急ピッチで進められた。



創立当時の本店

ときの工務部長松岡政保氏や米軍工兵隊の援助により那覇市東町の旧日本勧業銀行那覇支店および鹿児島興業銀行那覇支店の廃屋を改修し本店社屋とする一方、各群島代表の12名の準備委員は合宿して諸般の業務準備を行い、予定されたとおり1948年5月1日に開店、営業を開始した。

一方、米軍政府は当行創立に伴い、従来民政府管轄下に独自で営業を継続してきた八重山、宮古の各銀行ならびに大島中央銀行を当行に接収合併せしめるよう決定し、これらの諸銀行へ各地の軍政府を通じてその旨を令達し合併準備を進めさせた。

1948年5月1日、当行は戦後初の全琉的機関として正式に営業を開始した。追って5月4日、米軍政府は布令第1号「琉球銀行の設立」ならびにその一部である「琉球銀行条例及び付則」を公布した。資本金については米軍政府が51%(5万1,000株)を現金出資し、残りの49%(4万9,000株)は各群島

仮 株 券

仮 株 券	
第1号	51,000株
琉球銀行 沖縄那覇	
琉球住民の受託者としての軍政府の金庫	
琉球銀行株式額面百円の金額払込株券51,000株の購入申込みをした琉球軍政府は、この株式に対する全額を払込み、その所有者となつたことを証明する。	
正式株券が出来たときは、この仮株券と引換えに引き渡されるが、この仮株券はその時まで正式株券の代りとなるものである。	
発行 1948年4月30日 那覇	
眞栄田 正雄 総裁	
証明：肥後西生 秘書役	
<p>Temporary Stock Certificate No. One 51,000 Shares Bank of the Ryukyu Naha, Okinawa Official depository of the Military Government acting as trustee for the Ryukyu people. This is to certify that Military Government, holding she is subscriber for 51,000 shares of the no value of one hundred yen each of the capital stock of the Bank of the Ryukyu has paid for such stock in full and is the owner thereof. When definitive stock certificates have been prepared, they will be delivered in exchange for this temporary certificate, which will serve in their stead until they are issued. Issued Naha 4.30.1948 Witnessed by Attest: <i>Seishiro Iseya</i> Secretary Note: This certificate is valid for 1 year. 注)1. 本株券発行の当日、池端総裁が島外出張で不在のため眞栄田副総裁が代わって署名を行った。</p>	

に人口比で配分のうえ市町村を通して公募した。この住民公募株の配分は5月17日の理事会で表1-1のとおり決定された。

ところが当時においては進んで投資する人は少なく、各群島では地区ごとに責任割当制をとり半強制的な公募がみられた。それでも住民からの公募だけでは足りず、市町村へ割り当てたところもあった。

表1-1 群島別公募株の配分

地域	割当株数	人口
沖縄群島	3万株	53万8,216人(1948年5月現在)
奄美群島	1万3,000株	21万7,373人(1947年2月現在)
宮古群島	4,000株	7万6,324人(1948年5月現在)
八重山群島	2,000株	3万7,765人(1947年1月現在)
計	4万9,000株	—

資料：琉球銀行『琉球銀行十年史』、米国軍政府内部資料



『うるま新報』1948年5月7日
琉球新報社提供

4 沖縄銀行(前 沖縄中央銀行)との合併

当行は大島中央銀行、宮古、八重山の各銀行さらに沖縄中央銀行の4行を統合し、全琉を統一した銀行として発足する予定であったが、沖縄中央銀行が沖縄民政府内の強力な反対で離脱したことから、結局、肝心の沖縄本島には本店のほか営業店舗を有しないままにスタートすることになった。

※1 沖縄中央銀行は1946年5月に設立され、1948年5月に軍令により沖縄銀行と行名を変更、1948年7月に琉球銀行と合併した。現在の沖縄銀行とは関係ない。

コラム

創業時の営業状況

食糧や衣類をはじめ基礎生活物資のすべてを米軍の余剰物資に依存したなかで当行の開設準備が進められた。当然のことながら銀行業務に必要な備品なども必ずしも満足に補給されたわけではなく、たとえあったとしても物資受け取りに中部(天願)まで行かねばならなかった。

1948年7月、沖縄銀行を接収合併するのに伴い、貨物自動車の特別配給を申請し、これが認められて供与されている。この自動車は緊急指令の通報、公金取り扱い及び重要書類の授受にも利用された。

また第1回決算を間近に控えた8月、当行は米軍政府に対して、「決算事務を早急に行うため、離島支店の決算日の計数を軍政府の電報を利用して報告させるようにしてほしい」と申請している。緊急役員会議や支店長会議の召集通知にもこの軍電報がしばしば利用されている。

同じく同年10月、沖縄本島内の8支店、大島、宮古、八重山支店ならびに古仁屋出張所の店頭に掲げる店名入り

看板や営業案内掲示板用に、アメリカ産ベニヤ板の特別配給を申請。また11月には「電力の供給」に関して次のような申請がなされた。

「75K.N.キャタピラータイプ部隊が運転していた発電所が、軍の都合により11月1日から運転を止めましたので本行は電気の供給がなく、20余名の職員が毎晩暗闇で生活している現状であります。さらに電灯がつかないために急を要する旧紙幣再勘の計画も変更しなければならなくなり、銀行業務上その他の不便を来しております。……(中略)……電力供給について権限を有するのはオドール中佐の由であり……(中略)……同中佐に御打合せ願えましたら幸甚です」

このように、営業開始後もおよそ米軍政府の代行機関らしからぬ設備状況であったが、それまで相次いだ補給申請も1949年に入ると減少し、どうにか基本的な物資は揃いつつあったことを知ることができる。

沖縄民政府が沖縄中央銀行の合併に反対したのも、当行はその設立経過からして中央銀行的性格を有するものであり、沖縄中央銀行は普通銀行としてそのまま営業を続けるべきである、という理由からであった。沖縄中央銀行は、当行の設立と同時に軍令により「沖縄銀行」と改称し、暫時銀行業務を継続した。

ところが当行は、当時の沖縄経済の下においては琉球銀行以外に金融機関は必要ではないとの立場をとって沖縄民政府と対立し、数度にわたり米軍政府と折衝した後、大略、次のような合併理由書を6月28日付で提出した。

- (1) 戦禍により疲弊した現下の経済条件下では二つの銀行を併置する必要はない。
- (2) 琉球銀行が有する金融機関の統制監督権と、沖縄民政府の沖縄銀行に対する監督権が衝突し矛盾を生ずる。
- (3) 沖縄銀行を沖縄民政府の管理する銀行として存続せしめることは、政治経済諸機構の全琉統一化の流れに逆行するものである。
- (4) 沖縄銀行はその資産内容および収益性からして、到底琉球経済内の信用創造適格を有していない。

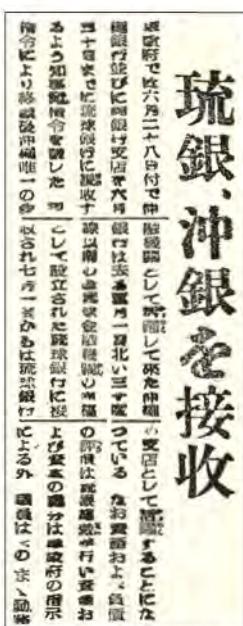
この合併理由書に対し、沖縄民政府は知事答申の形で次のような反駁を加えた。

- (1) 琉球銀行はその設立理由からしてもBANK'S BANK(銀行の銀行)的性格が主たるものであり、他の金融機関を自ら吸収合併することなく、むしろ組合銀行としてその傘下におき、保護育成すべきである。
- (2) 政府公金を必ずしも特定の銀行のみに預託する必要はない。したがって民政府と琉球銀行の他行に対する監督権は全く異質のものである。

しかし、当時すでに米軍政府財政部の意向は沖縄銀行吸収合併案に傾いていた。6月28日には沖縄民政府知事あてに指令を発し、7月1日付で沖縄銀行を当行に合併するように命令した。当行創立後2カ月を経てここに全琉球の銀行統合が実現した。

当行は沖縄銀行を合併することにより、後者の沖縄本島内にある9支店を引き継ぎ、ここに名実ともに全琉球の中枢金融機関としてスタートした。

なお、この合併に際し沖縄銀行の資産・負債は当行の監査を経て引き継がれたが、同行に対する米軍政府の立替出資金100万B円のうち、繰越損失金64万4,433B円12銭を控除、残額は当行の雑益金に算入され、沖縄銀行の米軍政府立替金債務は免除された(表1-2)。



「うるま新報」1948年7月2日
琉球新報社提供

表1-2 沖縄銀行の貸借対照表

資 産		負 債		単位: B円
現 金 勘 定	92,055,102.26	預 金 勘 定	97,057,556.30	
貸 付 金 勘 定	14,806,910.00	当 座 預 金	88,349,685.11	
手 形 貸 付	1,535,000.00	特 別 当 座 預 金	4,118,732.72	
証 書 貸 付	13,271,910.00	定 期 預 金	245,652.36	
雜 勘 定	1,243,543.00	別 段 預 金	4,343,486.11	
仮 払 金	1,243,543.00	沖 縄 本 金 庫 預 金	5,287,511.50	
當 期 損 失 金	644,433.12	本 金 庫 預 金	2,834,411.15	
(うち前期繰越損失金)	(309,562.87)	未 達 勘 定	2,516,452.84	
		雜 勘 定	54,056.59	
		未 払 利 息 そ の 他	29,968.74	
		未 経 過 割 引 料 そ の 他	21,077.99	
		預 金 利 子 諸 税	383.36	
		仮 受 金	2,626.50	
		資 本 金	1,000,000.00	
合 計	108,749,988.38	合 計	108,749,988.38	

注)1. 1948年6月30日現在。

2. 沖縄銀行は1948年5月1日に沖縄中央銀行から改称。

5 創立当初における琉球銀行の性格

当行は銀行法によらず米軍政府が公布した布令によって設立され、その機構および業務内容も同条例によって規制されている銀行であった。創設に際し「琉球銀行条例及び付則」の起草に当たった米軍政府は、前進基地沖縄を統轄する機能をもったフィルライカムから現地フィリピンの中央銀行の条例を取り寄せ、それに若干の手直しを加え当座に間に合わせた。

そのため設立後、沖縄の政治経済体制が徐々に整理復興されるにつれ、実情に適しないとみられる点が続出し、結局1958年9月のドル切替えまでに8回もの改正をみるに至った。

創立当初の琉球銀行の性格について、1949年4月、1950年度年次株主総会の席上、池畠総裁はいさつのなかで次のように述べている。

「……琉球銀行は昨年(1948年)5月4日公布の米国軍政府布令第1号琉球銀行条例ならびに同付則に基づき設立せられたものであります、基礎強固にして住民の信用を得ることのできる銀行として、琉球諸島の経済復興、経済安定を促進し、民政府、市町村住民に対して金融の利便を提供せしめんとするものであります。それがためには、当行に国立銀行的性格を付与すると同時にまた、一般市中銀行の役割をも兼ねしめるというのであります。が、銀行条例により当行に付与せられている特典および当行の特徴の主なるものを申しあげます、

- (1) 琉球銀行条例が日本の銀行法によらず米国連邦準備銀行制度に準拠して設立せられていること

- (2) 株式の51%を琉球住民の受託者として軍政府が所有すること
- (3) 通貨発行の権能を与えられていること
- (4) 不動産債券を発行し得ること
- (5) 金融機関の有効なる運営のための監督統制検査をなし得ること
- (6) 許可を得て軍政府資金を住民のために運用投資し得ること
- (7) 組合銀行(Member Bank)に援助を与える銀行の銀行であること
- (8) 軍、民政の金庫としてその一切の資金の出納をすること

などあります。

……特に銀行の運営に当たっては、政治的、個人的乃至党派的な考えをもたないで、あくまでも全琉球住民の最も有利有益であり、同時に銀行として預金者、株主の権益を保護する方法で銀行を経営するようにとのご注意を受けました。……」

このあいさつでも明らかなように、設立当初の当行は条例により一般銀行業務のほか、きわめて中央銀行的色彩の濃厚な特別権限を付与されていた。

しかしながらこれらの諸権限は、一部は全く行使されないままに、また一部は行使の初過程を踏みながら、その多くは数次にわたる改正で削除され、当行はドル通貨切替えとともに次第に純然たる商業銀行に転化していった。

以下、創立当初の主な性格を個々に検討し振り返ってみることにする。

■軍政府布令による設立

1948年5月4日に公布された米軍政府布令第1号「琉球銀行の設立」は、その第1条に「軍政府の資金の送金、預金及び支払を為し、琉球の各民政及び市町村役場の成功的運営に必要なる一般銀行業務を為し、適正な融資に依って農工商諸企業を助成し更にインフレーションの抑制と闇取引防止の為通貨の流通を調節し、以て琉球諸島の民政(生)安定と軍政府の使命達成を期する為適當且つ有力な機関の設置を認め、茲に琉球銀行を設立する。琉球銀行は……本布令の一部たる条例及び同付則によって組織され運営される」と規定している。

当行は、この布令第1号によって「軍政府の使命達成を期する為」設立された銀行であり、琉球列島における他の金融機関を規制すべく立法された他のいかなる法規の適用も受けず、したがってその機構、組織、支払準備などの適用をはじめ業務の制限規定など、すべて他の金融機関とは異なり、独立した法規としての布令第1号「琉球銀行の設立」ならびにその一部である「琉球銀行条例及び付則」によってのみ規制されることになった。

■軍政府の51%株式保有

設立の沿革でも明らかなように、米軍政府は琉球における同政府の使命達成を期するため、また破壊され憔悴しきった沖縄経済を復興し安定させるための第一步として、強力な金融機関を自己の管理下に置き、これを通じて通貨の安定を図り経済基盤の育成に着手しようとした。設立の当初から発行株式の51%を保有し、当行の経営に関し絶対的優位を保持するという方針を採ったのもそのためであり、これにより銀行経営は厳しく監督される結果となった。

特に、朝鮮動乱に端を発した東西の緊張が激化するなかで沖縄の戦略的地位の重要性が大きくクローズアップされ、広大な軍事基地を建設するため米軍が土地接收を開始したことから、それに反対する住民との対立が熾烈化した。このため米軍は軍事目的遂行に支障をきたす恐れがあるとみられる要素に対して、51%の株保有を背景に当行から金融の利便を受ける途を断つなど政治的配慮を優先させ、当時の政治経済に大きな影響を与えた。

■銀行券発行の権能

原始条例第2章第5条b項19号、第8章第19条および第20条の各条は、軍政長官の認可を得た場合、琉球銀行に額面1円、5円、10円、および100円の流通紙幣を発行する権限を付与することを規定していた。同条項でいう流通紙幣は払込資本金額、積立金ならびに銀行の金庫内に保有する铸貨の合計額を超えない範囲で発行する「普通流通紙幣」と、輸出入品を担保とする6ヵ月以内の商業手形額面の75%を超えない額で発行を許される「特別流通紙幣」、さらに民政府公債、または琉球の主要生産物の倉荷証券を担保とする商業手形を米軍政府会計係官に供託し、公債あるいは倉荷証券の場合はその担保とする生産物の市価の70%を超えない限度で発行される「追加特別流通紙幣」の3種に分けられ、当行はその発行する銀行券総額の25%以上を琉球諸島法貨で準備することが要求された。

この銀行券発行の権限は条例上には前述のように規定されたが、現実にはなんらその権限が発動されることなく推移し、1957年5月の米軍政府布令第1号改正第3号によって削除されるに至った。

■国庫預金の受入れ

当行は、原始条例第5条b項1号および琉球政府立法第56号「会計法」により、国庫出納事務を取り扱う唯一の銀行に指定された。さらに、これに加えて対政府無担保貸付を行い得るよう規定された(条例第5条b項5号)。

■他の金融機関の監督統制

原始条例第5条b項26号は、琉球諸島に適法に設立され、または設立されるすべての金融機関の機能および運営を有効ならしめるために必要な監督統制権ならびに諸規定の公布権を当行に付与した。これに基づいて1948年12月1日、当時の米軍政府副長官の認可を得て当行総裁は次のような「金融機関監督統制規定」を公布した。

琉球銀行公布規則第一号

軍政府副長官の認可を得て金融機関監督統制規定を左の通り定め茲にこれを公布する。

一九四八年十二月一日

琉球銀行総裁 池 畑 嶺 里

金融機関監督統制規定

第一 条 琉球銀行は一九四八年五月四日付軍政府布令第一号及び琉球銀行条例に従って琉球に於いて適法に設立され又は設立されるすべての金融機関の機能及び運営を有効ならしめる為に必要な監督統制及び諸規定の公布をなすものとする。

第二 条 本規定に於いて金融機関とは預金掛金の受入、金銭の貸付及び給付(信用の授受)を為す琉球諸島内の会社、団体その他組合を謂う。

第三 条 金融機関はその業務運営に当たり常に琉球諸島産業経済の発展並びに民生の安定に寄与することを以って主眼としなければならない。

第四 条 金融機関は本規定及び琉球銀行の隨時適法に公布する其の他の規定を遵守しなければならない。

第五 条 現に設立されている金融機関は一九四八年十二月三十一日迄に琉球銀行に次の報告書を提出しなければならない。

(イ)定 款

(ロ)事業方法書

(ハ)出資者名簿(加入者を除く)

(ニ)役員名簿

(ホ)役員俸給表

(ヘ)最近の営業報告書又は事業報告書

無尽会社は(イ)乃至(ヘ)の外に更に左記書類を提出すること。

(ト)無尽契約約款

保険会社は(イ)乃至(ヘ)の外に更に左記書類を提出すること。

(チ)普通保険約款

(リ)保険料及び責任準備金算出方法書

(ヌ)財産利用方法書

本規定公布以後設立されたる金融機関は業務開始前に本条に記載する報告書を提出し予め琉球銀行を経て軍政府の設立許可を得なければならない。

第六条 金融機関は其の定款、業務方法書、預金、貸付金、利率及び役員俸給の変更其の他業務上重大な変更をなさんとするとき又は配当を支払う前には予め琉球銀行の承認を受けなければならない。無尽又は保険事業をなす金融機関にあっては前項の外に保険又は無尽契約約款保険料率、準備金の積立方法等の変更をなさんとするとき又同じ。

第七条 金融機関は毎月又は毎期次の報告書を提出しなければならない。

(a)毎月末現在諸勘定残高表

(b)毎月分50,000円以上の貸付金明細表

(c)毎月末における延滞90日以上の貸付金明細表

(d)毎月末業務状況報告書(貸借対照表、財産目録、損益計算書)

第八条 金融機関は琉球銀行より隨時其の業務に就き検査を求められ又は書類の提出を要求せられた時は之に応じなければならない。

第九条 金融機関は前条により検査又は書類審査等の結果琉球銀行より業務の運営方法につきその是正を求められたときは之に応じなければならない。

第十条 金融機関は其の業務運営上又は管区内の一般金融経済情勢に重大な異変を認めた場合は直ちに琉球銀行に報告しなければならない。

第十二条 琉球銀行は管内の物価、金融、経済状況に関する調査書を定期に作成し金融機関の参考に供するものとする。

第十二条 琉球銀行は本規定実施に要する経費を手数料として金融機関に賦課するものとする。

第十三条 琉球銀行は金融機関が法令、定款若しくは琉球銀行の公布する諸規定に違反し又は公益を害すべき行為なしたるときは之が適當なる処分を軍政府に上申することが出来る。

附 則 本規定は公布の日より之を施行する

この金融機関監督統制規定により、当行は無尽会社の設立に携わったが、1949年8月に沖縄無尽株式会社と那覇無尽株式会社の2社を業況臨店したという記録が残っているだけで、検査についての記録は残っていない。

当行の創立当時、琉球諸島は北部琉球(奄美大島)、沖縄本島、南部琉球(宮古および八重山)に分かたれ、それぞれ米軍政府の下に住民自治機関としての群島政府が行政面を担当していたが、いずれもその群島内に限っての行政管轄権しか有していなかった。こうした状況のなか、他に先んじて全琉的規模で設立された当行に金融面における指導監督権を委ねようとした意図にのっとって公告されたのが同監督統制規定であった。しかし、その後行政組織が整備され、1951年4月1日群島政府制度を廃し全琉を統合した臨時中央政府(後の琉球政府)が発足するに及んで、金融機関の指導監督権は行政府主席にあるものとされ(米国民政府布令第85号「金融機関の会計検査施行の責任」)、財政局がこれを分掌することになった。そのため当行の他の金融機関に対する監督統制は有名無実化し、同年5月の改正で削除された。

このように他の金融機関に対する監督権は消滅したが、他方、琉球政府の権能ならびに立法が当行を規範し得ない点はそのまま残され、米軍政府布令である「琉球銀行条例及び付則」により、米国民政府主席民政官の直接の監督下にある当行の特殊な性格は沖縄が本土復帰する直前の1972年5月14日まで継続した。

■組合銀行に対する信用供与

ここでいう組合銀行とは、当行の設立前あるいは後に設立される金融機関のうち、その資本金ならびに法定積立金の6%以上に相当する当行株式を保有し、「琉球銀行条例及び付則」ならびに理事会の定める諸条件に合致した場合に認められる傘下銀行で、この組合銀行に限り当行は適格手形の再割引などの方法で信用供与をなすことができると定められた。

当行は発足と同時に、条例付録第2号として「組合銀行規定」を設け、奄美、宮古、八重山の信用組合など約30カ所へ組合銀行参加の要請を行い、そのうち数カ所から申し込みがあった。しかし、いずれも当行株式の保有をはじめとする諸適格要件を欠き、加えて当行自体が沖縄銀行合併後、自らの営業店舗の整備と営業基盤の充実に全力を投入する必要があったため、他の金融機関に信用を供与する段階に至らず、結局なんら実質的意味を持つことがなかった。同規定は1958年9月に整理削除された。

組合銀行規定

- 第一条** 一九五一年五月二十四日付民政府布令第四十五号の規定に依り組織されたる信用協同組合を除き琉球列島に本店を有する法人たる商業銀行又は諸金融機関は琉球銀行の組合銀行(以下単に組合銀行と称す)となることが出来る。
- 第二条** 組合銀行は其の業務運営に当たり常に琉球諸島産業経済の安定発展に寄与するを以て主眼としなければならない。
- 第三条** 組合銀行は組合員の条件として琉球銀行理事会の定める金額の琉球銀行株式を応募するものとす。
- 第四条** 組合銀行は貸付又は割引の方法に依り琉球銀行からの金融的援助を受けることが出来る。但し貸付又は割引に就いては琉球銀行の定める条件に従わなければならない。
- 第五条** 組合銀行は琉球銀行の公表貸付利率割引歩合より低率を以て琉球銀行から資金の融通を受けることが出来る。
- 第六条** 組合銀行は非常の場合、琉球銀行条例第五条第二項十七に定める公債又は保証付債券を担保として琉球銀行より資金の融通を受けることが出来る。
- 第七条** 組合銀行は別に定める規定に従い国庫取扱事務に関する琉球銀行の代理店となることが出来る。
- 第八条** 組合銀行は琉球銀行と為替取引約定を締結することが出来る。
- 第九条** 組合銀行は琉球銀行の監督統制に従い且つ其の公布する諸規則を遵守しなければならない。
- 第十条** 組合銀行は支払準備金として琉球銀行の定める率に依り琉球銀行本店又は支店に預金しなければならない。



本店役職員・旧本店営業室

第十一條 組合銀行はその貸付利率割引歩合について琉球銀行と協定しなければならない。

第十二条 組合銀行は琉球銀行の定める様式に従い四半期毎にその営業状態を示す報告書を提出しなければならない。

第十三条 組合銀行は琉球銀行の必要と認める時隨時検査を受け又琉球銀行の要求する書類を提出しなければならない。

第十四条 組合銀行が本規定に違反した時は琉球銀行は組合銀行から除外することが出来る。

■不動産債券の発行権

原始条例第5条b項21号は、農業融資のため必要とする比較的長期の融資資金を供給する目的で、不動産を担保に一種の抵当証券を発行する権限を規定していた。この規定は、創設時に資金吸収が難航し、そのために生産面への融資が渋滞することを恐れ長期債券発行による資金供給の方法を設けたものであった。当時、沖縄においてこのような制度は一般に親しまれておらず、かつ農業融資のためには普通の手形貸付あるいは証書貸付の手段で十分であった。さらに創設後、琉球銀行の業態の伸展がめざましかったこともあって懸念されたような決定的な資金量の不足という状態も生じなかつたため、結局用いられないままに1957年5月に条例から削除された。

以上述べてきた諸点のほか、当行は他の銀行に比して預金の支払準備率の面でも優遇を受け、また1952年4月の琉球政府発足まで納税義務も免除されるなど、完全な中央銀行とまでいかなくとも、きわめて特殊な国策機関一米軍政府の代行機関としての性格を備えていた。

米国が沖縄の長期保有を決定し、米軍政府の使命達成を最大の目的として当行に中央銀行的機能を付与したが、その後の情勢の変化もあって当行の与えられた機能の多くは十分に行使されることなく推移し、1958年のドル通貨切替え以後、当行は中央銀行的な色彩から脱却して一個の商業銀行としての歩みを続けることになった。

第2節

金融政策実行機関としての琉球銀行

1 外国為替業務の独占的取扱い

1950年4月、米軍政府は布令第6号を公布し、琉球列島におけるB円の公定交換レートを1ドルに対し120B円とする単一為替レート制をした。

当時、外国貿易は米軍政府の指導監督下に「琉球貿易庁」がこれを行っていた。すなわち、輸入は同庁が一括して行い、輸入物資を民間業者に入札制で販売する方法を取り、輸出は同庁の承認を得て業者自体がこれを行っていた。

輸出貿易に関する外国為替業務は占領当時から軍直属の金融機関として存していたアメックス (American Express Company) の支店が取り扱い、当行はその中間に介在して輸出信用状の接受通知、輸出為替手形の取立てに当たった。

このように政府機関が輸出入貿易を自ら行うという制度は戦後の混乱期に対処する一時的手段であり、物資配給の官営制度に代わって自由企業制度が復活し、さらに商業ドル資金勘定が設定されるに及んで、民間方式の貿易制度へ移行していった。

単一為替レートの制定後、外国貿易および外国為替管理制度を検討してきた米軍政府は、1950年10月20日に布令第26号「琉球列島における外国貿易及び貿易手続」を、またその施行細則として指令第11号を公布し民間貿易の開始に踏み切った。布令第26号第9条により当行は、外国貿易に伴う外国為替の受払業務および為替管理の独占的な中央代行機関に指定され、公認の外国為替取扱銀行としての業務に携わることになった。

これに備えて当行は、1950年10月に外国為替部を新設し、富原支配人を本土の外国為替銀行の視察に派遣するなど外国為替業務取扱いのための企画準備を進めた。そして上記の布令公布後の1951年1月25日には、米軍政府の代行機関として、まず東京銀行に米ドル預託勘定を設置して同行とコルレス契約を締結し、2月1日から正式に外国為替業務を開始した。なお外国為替相場の決定および変更は条例改正により新たに理事会権限に加えられた。

戦後の物資欠乏の反動で諸生活物資への需要はきわめて大きく、しかも外貨準備が十分であり、当初からほとんどの品目に対し自動承認制を

採ったので業況は盛況を極め、外国為替部門は業務開始後3ヵ月を経た1951年5月には外国為替局に昇格し、3部(輸出・輸入・管理)3課が設けられるに至った。

民間貿易の伸展に伴いコルレス銀行も増加した。すなわち島内におけるドル決済処理のため、3月にアメックス沖縄支店に預託勘定を設置したのをはじめ、8月には台湾・琉球間貿易に備えて台湾銀行とのオープンアカント方式によるコルレス契約、バンクオブハワイ(Bank of Hawaii)との送金為替契約、さらに11月には帝国銀行(現三井銀行)鹿児島支店および鹿児島興業銀行本店(現鹿児島銀行)と、また増加し始めた対米国貿易に対処してBOA (Bank of America) 本店と、それぞれコルレス契約を締結した。

取引銀行の増加と並行して、外国為替業務の円滑化と顧客へのサービスを図るため前述のように本部外国為替部門を拡大したが、さらに1952年10月には那覇市内の松尾・安里両支店に新築開店と同時に外国為替部門を設け、大島支店も同様に外為業務の取扱いを開始させた。

貿易の民間方式への移行に伴い沖縄内の商活動は活発化し、当行の業務も草創期をようやく脱し軌道に乗った感があった。

民間貿易の開始に伴い、貿易の円滑化を図るために当行は新たに貿易金融を行うことになった。しかし当時、貿易金融対策として特に考慮されていたのは米国民政府(1950年12月15日に米軍政府を改称)のガリオア融資だけで、あとはすべて当行の金融に依存せざるを得ない状態であった。そこで当行は円滑な貿易金融を遂行するため3億円の貿易金融回転基金を創設し、当行をその受託者として運営せしめるよう米国民政府に意見書を出した。しかし結局実現せず、次のような融資要綱に基づいて自己資金のみによる貿易金融を開始することになった。

〈貿易融資要覧〉

(1) 輸出品生産事業に対する貸付

輸出産業に対する貸付は貿易協定に基づき、輸出公表され、引き続き輸出割当となる見通しのつく品目の生産事業にして、将来性ある生産事業に為されるものとして、輸出の振興を図る事を目的とする。

輸出生産事業設備資金に対しては貸付期間1ヵ年を限度として所要資金の70%以内を日歩2銭4厘の貸付利率で貸し出しするものとする。運転資金についても同条件で貸出を行う。

(2) 輸出品集荷資金の貸付

(イ) 商談成立前 2銭4厘 2ヵ月以内

(ロ) 契約成立後信用状未着分 2銭2厘 輸出契約期間内

(ハ) 信用状到着後 2銭 信用状船積期間内

(3) 輸入業者への貸付

- (イ) 信用状開設時M/M資金 1錢8厘 決済日迄
- (ロ) 輸入為替決済資金 2錢2厘 3ヶ月以内

このような貿易金融の開始は、先の琉球復興金融基金の創設に伴う長期設備資金融資の開始と併せて当行の融資業務の内容に大きな影響を与えた。すなわち、従来の融資対象の比重が生産部門中心であったのが流通部門へ、また資金の構成も長期資金中心から短期資金中心へと大きく移行することになった。

2 商業ドル資金勘定と見返資金勘定

(1) 商業ドル資金勘定

全琉球諸島を統一する金融機関として当行を創設した米軍政府は、それから2ヶ月後の1948年7月16日、第四次通貨交換を実施して住民のB円保有高を確認し、7月21日にはB円を法貨とする通貨制度をしいて、通貨制度の基本を一応確立した。そして1949年4月には「琉球商業ドル資金勘定」を創設して、軍票であるB円とドルを連結させる途を開いた。具体的には基地従業員の給与受取、基地に対する財貨サービスの供給、援助金の受入れ、海外からの送金、輸出などによって沖縄がドルを稼ぐとドル対B円の為替レートに基づいてB円が発行され、逆に輸入代金の支払いなどによりドルが減少するとそれに応じてB円が回収される、というように沖縄経済の対外取引を処理するために創設されたものであった。

同勘定は米軍政府の集中管理下におかれ、1951年1月の民間貿易の再開後、貿易資金として民間が利用するところとなった。

このようにして、商業ドル資金勘定を介してB円が発行・回収されるメカニズムが確立した。そして外国為替を獲得した住民は、外国為替の唯一の取扱機関として指定された当行に72時間以内に寄託するよう義務づけられ、1ドル対120B円で換算され払い戻しを受けることになった。

この商業ドル資金勘定のなかの「ドル資金」の勘定は、米軍政府財政部長の名義で米国系銀行の本土にある支店や沖縄支店に、また「B円資金」の勘定は当行に設けられた。未発行のB円通貨は米国民政府財政部の金庫に保管され、必要に応じて当行を介して発行・回収される方式が採られた。

(2) 見返資金勘定

一方、1951年4月には「見返資金勘定」が設置され、米国民政府の財政

政策を通してB円発行が操作されるようになった。その原資はガリオア援助物資の売上代金を別途に積み立てたものであるが、米国民政府は、これを①琉球政府への補助金、②琉球復興金融基金への追加出資金、③米国民政府自身の経費支出、④輸入米の流通資金、⑤自由貿易のための外貨蓄積など、沖縄経済の復興目的に沿って運用した。さらに、上記の目的のほかに軍用地代を確保し基地機能を維持する責任を負わされていたことから、米国民政府はこの見返資金勘定の操作に当たって政策的に揚げ超方針を探った。

しかし、1953年度以降、米国政府が対外援助を大幅に削減する政策を採り沖縄もその適用地域に包含せしめるに至ったことから、沖縄を統治し経済復興と基地機能の維持に責任を負う現地米国民政府は、見返資金勘定の収縮にあい大きな壁にぶつかった。

揚げ超方針で蓄積されていたB円も減少の一途をたどった。しかし、資金調整のためのB円の新規発行はせっかく蓄積したドルを取り崩すことになり基本的政策に反することから、米国民政府は、当時極端な資金需要の落ち込みによりかなりの余剰B円を持っていました当行から一時借用して、その場しのぎを行った。やがて資金需要が上向きに転じ、当行からその返済を迫られた米国民政府は、もはや余剰B円を通貨政策の手段として活用することを放棄せざるを得ない立場に立たされた。そして、その通貨政策の行き詰まりを開拓するため、1957年3月、琉球列島米民政長官の要請に基づき米国陸軍省民事局財政部長エドワード・W・オフラハーティー(Edward W.O'Flaherty)を団長とする金融調査団が来沖し、その調査結果に基づいて「外国為替資金清算勘定」が設定され、ドル保有高に見合うB円の発行を基本とするドル為替本位制度が実施された。

3 外国為替資金清算勘定の設定

1957年6月1日、米国民政府の提案により外貨(ドル)の受払いに伴うB円との決済を円滑に運営するため、当行に「外国為替資金清算勘定」が設定された。

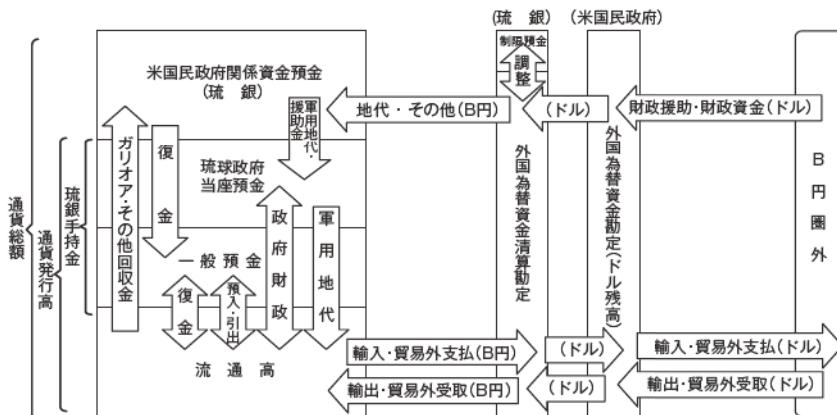
その主な目的は、沖縄のすべての外貨の受払いを同勘定を通して決済し、ドル保有高とB円発行高の増減を1ドル対120B円の比率で自動的に一致せしめることにあった。

従来、B円はドル保有高の範囲内で発行されていたが、通貨総額は外貨取支とは別に見返資金勘定、当行の対民政府預ケ金勘定などを通して操

作され、外貨保有高と完全に一致することはなかった。他の管理通貨制度圏との相違点は、1952年4月以降、発行準備金としてのドル保有高が絶えずB円総額を上回っていたことであった。

このような通貨制度は外国為替資金清算勘定の設定によって、ドル保有高とB円総額の増減が一致する方式に改正された。この改正に先立って、従来ドル保有高に対して未発行であった分のB円すなわち制限預金(これは日銀券の場合の製造銀行券に相当するもので、米国民政府は制限預金と称して当行に保護預りさせていた)が1957年5月31日に米国民政府一般資金勘定に繰り入れられた。そして、翌6月1日以降はB円総額がドル保有高と完全に一致することになり、B円の発行制度は100%の準備金を有するドル為替本位制度ともいべきものとなった。清算勘定の操作は、米国民政府の代行機関としての権限で当行に一任された。この外国為替資金清算勘定の下でのB円の流通経路は、図1-1に示したとおりである。

図1-1 B円の発行・回収経路



当行は、外貨収支とB円総額を一致させるため毎週金曜日と月末に収支調整額を清算勘定と制限預金の間で清算した。

なお、図1-1に示した米国民政府関係資金預金には、米国政府預金(軍用地代、軍工事費など)、民政府資金預金(米国民政府の一般財政資金諸援助金、見返資金など)、民政府当座預金(特に先島民政府用として)が含まれていた。また当行の手持資金の琉球政府当座預金には、一般会計のほかに特別会計、軍用地代会計、民政府関係特別会計、その他があった。

このように外国為替資金清算勘定を通してドルとB円の決済を行い、ドル収支とB円発行高の増減を一致せしめ、B円の発行制度をドル為替本位制度として明確化した点に外国為替資金清算勘定設定の意義があった。

しかしながら、沖縄における流通通貨はあくまでもB型円軍票であり、通貨量の増減は対外収支を通じただけで、沖縄自体の経済政策上の立場か



『琉球新報』1957年7月29日
琉球新報社提供

ら行う通貨操作は不可能であった。これは、ドル切替え後に設定された米国財務省預託金勘定の場合でも全く同様であった。

4 琉球復興金融基金の創設

戦禍で灰燼に帰した住宅や諸生産施設の復興は、沖縄統治を円滑に進めていくために必要不可欠な要素となる民生の安定を図るうえから、また沖縄経済の復興と再建を図るうえから焦眉の問題であった。特にその被害の大きかった沖縄本島においては、住宅や生産設備の80%以上が破壊され生産機能は著しく低下していた。

しかも、米軍占領後、米軍から提供された住宅は頻々として襲う台風で破壊され、また沖縄経済の基幹産業である製糖業の復興も遅々として進まなかった。住宅については、民間資金による住宅復興は不可能というような状況のなかで、14万人余の海外引揚者による人口増加も加わって深刻な社会問題となり、米軍政府の資金援助が渴望されるようになった。

一方、生産設備の復興については、1948年5月に当行が創設され、その後単一為替レートの設定で経済復興態勢が整うや、米軍政府は基本施設に対する復興費の援助支出を増大させた。しかしこれは、流通企業部門への資金偏在を誘発しただけで、米軍政府が期待した生産企業の復興に対しては特に大きな力とはならず、その面からも長期資金供給の必要が叫ばれるようになった。

かくして1949年9月、当行はガリオア資金による基礎資材の輸入促進と産業設備の復旧を促進するため、本土における復興金融金庫制度に倣い、沖縄でもガリオア見返資金からの出資金を基金とする「長期復興融資機関の設立に関する意見書」を米軍に提出した。この意見書が軍官民の要望するところであったことから米軍政府の受け入れるところとなり、1950年4月10日には米軍政府布令第4号「琉球復興金融基金の創設」が公布される運びとなった。

第3節

B円時代の 銀行経営

1 創業期の銀行経営

(1) 経営基盤の確立

B円経済圏の経済制度が逐一整備されるのと並行する形で、当行は沖縄銀行(前沖縄中央銀行)との合併により営業店網を整備していった。それとともに、インフレーションの収束と自由企業開始に伴って次々と勃興する企業を育成するための資金確保を目標として再三にわたる貯蓄増強運動を行い、一般預金の積極的吸収に努めた。また、基幹産業への重点融資を基本方針とする融資態勢をとり業容の拡張と充実に努めた。

1948年10月1日、米軍政府の指令により招集された第1回臨時株主総会は、先に布令により公布された「琉球銀行条例及び付則」を追認し、第1回理事会で指名された護得久朝章、池畠嶺里、真栄田正雄、長嶺但貴、儀間真明を改めて理事として選出するとともに、当初の資本金1,000万B円を倍加し2,000万B円に増資することを決議した。

引き続き行われた理事会では役員選挙が行われ、理事長護得久朝章、副総裁真栄田正雄、支配人富原守保、秘書役山里永明が選出された。

■預金増強運動の展開

当行創立当時の全琉金融機関預金総額は1億6,500万B円であり、当時の通貨量に比べおよそ28%の水準でしかなかった。これは特に再三にわたる通貨の切替えと預金封鎖、およびインフレーションの昂進によって通貨や金融機関に対して住民が不信を抱いた結果であった。

このような情勢下で創業した当行は、経済復興に呼応する預金の増強に全力を傾注した。創立当初の預金利率は普通預金日歩4厘、定期預金6カ月もの年3分、1年もの3分2厘、2年もの3分4厘と定められたが、翌1949年の3月には普通預金利を日歩5厘に引き上げ、さらに6月には従来の定期預金金利を各々6厘引き上げるとともに3カ月ものの定期預金(年利3分4厘)を新設した。この金利引上げに伴い、6月1日から9月末までの4カ月間にわたり第1回の貯蓄増強運動を行ったが、実施要領は次のようなものであった。

(1) 目的

当行貸付資金の源泉たる一般預金の積極的吸収によって、生産復

興資金の確保増強を図るとともに、過剰通貨の縮小によって通貨価値の安定および物価安定を促進せしめ政府の施策に協力する。

(2) 預金増加目標額

1949年4月末日現在の一般資金総額(当座、普通、定期)に対して純増加目標額1,500万B円とし、これを本支店に割り当て、各店とも期間内に目標額の達成に邁進するものとする。

(3) 方 法

(イ) 預金の秘密性

すなわち銀行は預金者保護の見地から、軍政府の承認を得て税務署に対しては個人預金額を報告しないでもよいことになっている点を一般に周知徹底せしめて、預金者の不安除去に努めること。

(ロ) 軍政府の施策

日本本土の経済九原則により、将来の通貨価値の安定向上(物価の下落)すべき点を強調し預金の有利性を納得せしめること。

(ハ) 過般の当行定期預金、普通預金利率引上げの周知徹底に努めること。

(ニ) 資金の借入申込みに対しては、預金取引者を優先的に取り扱うこと。

(ホ) 貸付金はできる限り預金せしめ、必要の都度、引き出すように勧めること。

この第1回貯蓄増強運動は、通貨の統一による安定感と軍政府予算の均衡化、自由商取引開始に伴う流通交換手段としての通貨機能への信頼感の回復などがみられた当時において、時機的にも当を得たものであった。目標額1,500万B円に対し実に6,000万B円の増加実績を収め、創立後最初の試みであったにもかかわらず、融資の吸収にあるいは貯蓄思想の普及に十分所期の目的を達することができた。

明けて1950年4月に第2回貯蓄増強運動として、年間増加目標1億200万B円を定め、1951年3月末までに1億4,000万B円の実績を収めた。創業3周年の1951年3月決算時の預金総額は6億B円に達したが、これは創立時の預金総額8,000万B円に比較すると実に7.5倍の増加であった。



1950年ごろの預金勧誘ポスター

■融資条件の整備

一方、融資面においては1948年の創立当時は自由企業も認められておらず、列島内各地間の取引も行われなかったため、当行が創立に当たり合併した諸銀行から引き継いだ貸付も、そのほとんどが農業団体や水産業団体への貸付であったが、1948年11月の自由企業商取引の開始とともに列

島内の経済活動は活発化し資金需要も急速に高まっていった。

当行もこれに対処して資金源を貯蓄運動により確保する一方、融資の増大を図り金融梗塞状態の打開に努めた。

貸付利率をどの水準におくかについては、その利息が銀行収益の根幹をなす点に裁定の基準をおかねばならないが、創立の沿革からして当行が中央銀行的性格を有している関係上、金融政策的立場からの考慮も必要とされたため、創立当初の利率の決定に当たっては理事会で次のような基準が設けられた。

- (1) 貸付利率は一般金利水準の動向を洞察し、銀行の採算に立脚して定められるべきであるが、琉球経済復興途上において、企業者の金利負担の軽減をとくに重視する軍政府の方針にかんがみ、ある程度軍政府の方針を尊重して定める必要がある。
- (2) そのために差し当たっての貸付利率は、軍政府がその方針に従って1947年12月、沖縄中央銀行に認可した利率を一応の基準として暫定利率を定めるべきものとする。
- (3) 琉球経済の実態に即し、かつ銀行の採算的立場を考慮した適用利率の採用については、今後、漸次当行が率先してこれの実現につとめ、各金融機関を追隨せしめるような方針をもって進むこと。
- (4) 当行の支店として接収した大島、宮古、八重山各銀行の既往貸付については、暫定的に該銀行の約定金利を継承し、書換えの機会等を利用して漸次更改して当行の基準利率に近づけること。

(注)合併以前の各金融機関の貸付利率は次のとおりであった。

①沖縄中央銀行(1947年12月軍認可利率)

- イ. 事業団体への貸付 日歩1銭2厘～2銭
- ロ. 民政府、市町村貸付 日歩1銭～1銭2厘
- ハ. 公認組合への貸付 日歩1銭2厘～2銭
- ニ. 個人業者への貸付 日歩2銭

実際の適用はおおむね最高利率をもつてした。

②宮古銀行、八重山銀行の軍政府預金引当貸付

- イ. 個人業者への貸付 年利6分半年複利
- ロ. 民政府への貸付 無利息

③八重山銀行(軍政府預金引当以外の貸付)

- イ. 個人業者への貸付 日歩1銭9厘
- ロ. 公共団体への貸付 日歩1銭5厘

以上の基本方針に従って、銀行条例の規定区分による各貸付種類別の貸付利率が表1-3のように定められ、開設と同時に実施された。

表1-3 創業時の貸付および割引利率表

融資の種類	利 率	
	証書貸付	手形貸付
収穫作物担保貸付		日歩3銭~2銭
立毛担保貸付	年利5分5厘~3分7厘	日歩3銭~2銭
民 政 府 市 町 村 貸 付		日歩1銭5厘~1銭
農業・製造業・工業・商業に対する貸付	年利1割~5分5厘	日歩2銭6厘~1銭5厘
農 業 貸 付	年利1割~7分	
約 手 ・ 商 手 の 買 入 割 引		日歩2銭4厘
流 通 証 券 の 買 入 割 引		~1銭7厘

注) 1948年5月1日現在。

表1-4 貸付および割引利率表

融資の種類	利 率	
	証書貸付	手形貸付
収穫作物担保貸付		日歩2銭6厘
立毛担保貸付	年利5分5厘	日歩2銭6厘
民 政 府 市 町 村 貸 付		日歩1銭5厘
農業協同組合・水産協同組合等	年利6分6厘	日歩1銭8厘
重要生産業への担保貸付	年利7分3厘	日歩2銭
その他の担保貸付	年利8分8厘	日歩2銭4厘
農業貸付(不動産抵当)	年利8分	
信用貸付(見返貸付)		日歩2銭6厘
農業・製造業・商工業により振出された商手買入、割引		日歩2銭4厘
流通証券の買入および割引		日歩2銭4厘

注) 1949年5月24日現在。

さらに創業1年後の1949年5月24日には、当行の業務運営の基礎確立の見通しがついたことから、不要不急な資金に対する融資を抑制して重要生産業を優先し、かつこの種の企業の金利負担を軽減する目的で貸付利率の全面的改訂が行われた(表1-4)。例えば、収穫作物担保貸付および立毛担保貸付は、従来の日歩3銭~2銭から2銭6厘に一本化され、日歩2銭6厘~1銭5厘であった生産事業および商業に対する貸付は、重要生産事業とその他事業に対する貸付に二分され、それぞれ日歩2銭、日歩2銭4厘となった。こうした利率の一本化は、ほとんどの企業がこれまで最高金利もしくはそれに近い金利の適用を受けていたことから、実質上金利引下げということにつながった。

また、経済の復興や正常化への移行に備えて、新たに信用貸付(見返貸付)制度が設けられ、利率は日歩最高2銭6厘と定められた。

融資方針が確立し、本支店の融資業務態勢も整備されるにつれて融資量は順調に伸び、1950年3月末には総融資量が2億B円を超えた。

内訳は証書貸付1億2,000万B円、手形貸付6,100万B円、民政府および市町村貸付1,200万B円、当座貸越900万B円であった。市町村、民政府への融資の占める割合がかなり大きいのは、地方公共団体の財政がきわめて貧困であり、これに何らかのてこ入れを必要としたためであった。経済や社会事業の好転に伴い、この種の融資は以後漸減の一途をたどった。

また、証書貸付が圧倒的に大きく、手形貸付を6,000万B円も上回っているのは、商取引がさほど活発でないのに加えて、復興期における長期設備

資金需要の旺盛さを反映したものであった。

しかしながら、当行の資金源は要求預金を主とする短期資金であったため、このような旺盛な長期設備資金需要を満たすのは不可能に近く、ここに長期資金需要に対処する金融機関あるいは基金の必要性が焦眉の課題として登場した。

(2) 外部理事の登用

1952年5月の1953年度年次株主総会では、経済発展に伴う当行業務の伸長に呼応して、理事会の機能を強化するため理事を2名増加して7名とする条例改正案が決議され、これを機会に大幅な理事改選が行われた。護得久、池畠、真栄田の3理事は重任したが、長嶺、儀間の両名は退き、代わって行内から富原、山里が理事に選出された。増員の二つの席は外部から琉球貿易株式会社専務宮里辰彦、琉球政府内政局長宮里勝(職責上の理事)の両名がそれぞれ選出された。

この改選は、まず第1に地域代表的性格をもった理事制度がもはやその意義を失ったため、むしろ大局的見地から業務運営を強化し広く優秀な人材を求める必要性が生じてきたのに対処するためと、第2に、職権理事たる琉球政府内政局長を通して当行が受託している復興金融基金の運営に政府の参画を求め、これによって財政政策と長期金融との結びつきをより強固たらしめようとしたものであった。

なお株主総会の1カ月前、1952年4月1日に従来の各群島政府が廃止され、住民の自治中央機関として新しく琉球政府が発足し、戦後初めて全沖縄を統一した行政形態がつくれられ、当行がその国庫銀行として改めて指定されていた。

前述の理事改選に伴い、常任役員として護得久理事長、池畠総裁が米国民政府首席民政官により重ねて任命され、支配人として富原が総裁の推薦に基づいて民政官から認可され、また副総裁真栄田、秘書役山里が理事会においてそれぞれ選任された。

1952年から53年にかけて当行営業部門のめざましい伸展を反映して、各地に支店あるいは事務所の新規設立が目立った。1952年4月には奄美群島喜界島に喜界支店、6月には沖縄本島中部の胡差支店(後のコザ支店)管轄下に嘉手納預金取扱所(1953年4月に支店昇格)、同年10月には立入禁止がほとんど全面的に解かれ、再び沖縄の政治経済の中心地として成長しつつある那覇市内に松尾、安里両支店が、そして11月には初めての在外機関として東京に東京事務所が置かれ、21本支店、1出張所、1事務所の体制となった。

1953年2月7日に臨時株主総会が招集され、業容の急激な成長に伴う増



創立五周年記念ポスター

資案ならびに条例の一部改正が可決された。

増資は従来の資本金2,000万B円を3,000万B円に増額するもので、1952年9月30日現在の未配当利益金(1,100万B円余)が資本金に組み入れられ、株主に所有株式2株に対して1株の割合で新株無償交付が行われた。

条例の改正は、「監事」職を新設するというものであった。従来、琉球銀行条例には監査役に相当するものとして「会計検査官」を置くということがうたわれているだけで、その職権については何らの定めがなく、実際にも任命が行われないままに推移してきたが、今回の改正で「会計検査官」に代わり「監事」が設けられ、銀行業務の監査を行うことが正式に決定された。

新しい監事には理事副総裁の真栄田が任命され、これに伴い後任副総裁に富原支配人が昇格し、理事支配人に平尾喜七郎営業部長が新任された。

(3) 機構改革

1948年5月の創設当時、総務、調査、監理、営業、監査の5部11課で発足した当行は、その後、営業の伸展および業務の拡大に伴い数度にわたって部、課の増設と変更を行った。すなわち1950年6月に復興金融基金受託に伴う復興金融基金局を新設した後、10月には外国為替業務開始に伴って外国為替部を新設し、さらに1951年5月には従来の部制度から局制度へ改め、総務、業務、外国為替、復興金融基金の4局と独立した監査部の4局1部制をした。また1953年2月には監査部を検査部と呼称変更した。

1954年の富原新体制の誕生とともに、4月には大幅な機構改革が行われた。その目的としたものは従来の中央銀行的色彩を反映させた局制度を廃止し、業務の実態を考慮したより簡単で整備された機構をつくることであった。1954年2月の理事会で可決され、4月10日から実施されたこの新機構は、人事、総務、調査、業務、外国、営業、検査、復興金融基金の8部24課の組織であった。

このなかの外国部に新設された外資課についてみると、1952年3月14日に米国民政府が布令第74号「外資導入」を公布したことで、当行は貿易決済や一般送金業務のほか外国資本および外国技術の導入に伴う送金業務に携わることになり、外為業務はいちだんと多彩なものとなった。しかも同年末には、外資投下免許の審査機関として外資導入合同審議会(JFIB)が設置されたが、同審議会が許可した外資のうち事業関係および不動産権利取得関係の資本投下については、事業閉鎖または引揚げの際に送金可能な外貨額を登録しなければならず、その登録確認事務が当行に委託された。その理由は、沖縄の外為業務のほとんど全部を取り扱う当行において初めて投下外資の確認が容易であったからであり、当行は、この機構改革

に際して新たに外資課を設置し、増加する関係事務に対処することになったのである。

本部機構の改革と前後して、本島北部の宜野座支店(1954年4月)ならびに本部支店管轄下の今帰仁預金取扱所(1954年3月)が廃止され、那覇市内に新しく市場前預金取扱所が設置された(1954年7月)。これにより15本支店と1預金取扱所の店舗網となった。



宜野座支店

2 奄美群島の本土復帰と当行への影響

1951年9月8日、サンフランシスコにおいて連合国との対日講和条約が調印され、翌1952年4月28日から効力を発した。この講和条約ではいわゆる南西諸島(奄美大島を含む)の地位について、日本政府は「潜在主権」(residual sovereignty)を有するにとどまり、事実上の絶対統治権は米国民政府が有することになった。琉球列島は占領統治に引き続き、米国政府の出先機関である米国民政府の施政下におかれることになった。

1953年8月8日、米国政府は奄美群島を日本に返還する用意があるとの声明を発表し、同年12月25日「奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」を締結した。

この奄美群島(北部琉球)の本土復帰は、当行の組織あるいは店舗にも必然的に大きな影響を与えることになった。特に、当時奄美群島に所在していた大島、古仁屋、徳之島、喜界、沖永良部5支店移譲の問題と、池畠総裁をはじめとする奄美群島出身者の処遇の問題がそのなかでも大きなものであった。

第二次大戦前の奄美群島には、その主島である大島本島の名瀬町(現名瀬市)に鹿児島興業銀行の名瀬支店、古仁屋町に古仁屋出張所があったにすぎず、経済の伸長が遅れていたためとはい金融面での住民の不便は甚だしいものがあった。戦後設立された大島中央銀行は名瀬町に本店、古仁屋町に支店を設けていたが、これを吸収合併した当行は、その性格上、採算を無視した政策的見地から大島(名瀬)、古仁屋の両店舗に加え、1950年8月に徳之島、1951年10月に沖永良部、1952年4月に喜界と、次々に支店を新設し、孤島苦にあえいできたこれら島々の住民に金融の利便を図り、これを通じて経済開発への大きな一助たらしめてきた。

奄美群島返還のダレス声明があった直後から、当行は直ちにこれら5支店の取扱いについて検討を始めた。行政管轄上、奄美群島は旧鹿児島県大島郡である関係から、鹿児島市に本店を有する鹿児島銀行と折衝し、

1953年10月27日に正式に奄美在5支店の鹿児島銀行への移譲契約を同行と締結した。

移譲に際して、本土復帰時にこれら5支店の有する営業資産負債をすべて鹿児島銀行が譲り受けるほか、これら支店に勤務している奄美出身の当行行員のうち、60名はそのまま鹿児島銀行が採用するという条件が付された。

また、当行設立のとき奄美群島で公募された株券は、すべて復帰時に買い戻され沖縄において売却された。

こうして本土への復帰が正式に実現した同年12月25日午前零時を期して、当行の奄美5店舗は事前の取り決めに従い鹿児島銀行に譲渡された（表1-5参照）。

その前日の24日、当行の創設に際し総裁に任命され、以後6カ年の歳月を当行の発展と沖縄金融界の再建に尽力してきた池畠は、奄美群島出身者のひとりとして本土に復帰するため解任された。当時、ちょうど池畠は奄美大島へ出張中だったため、米軍政府は復帰の前日（1953年12月24日）係



大島支店（上左）、古仁屋支店（上右）
徳之島支店（中左）、喜界支店（中右）
沖永良部支店（下）

官を派遣して、出張先で総裁解任を通告したといわれる。この総裁解任の通告は、当行の理事会に連絡することなく、任命権をもつ米軍政府が独自にとった措置であった。

同氏の当行ならびに沖縄の金融経済界に対する貢献は実に大きく、特に戦後の混乱期の真っ只中にあって当行の創設に当たり、米軍政府の政策に協力してインフレーションを収束せしめ、通貨、金融機関への住民の信頼度を回復し、沖縄経済の急速な発展に著しい功績をあげるとともに、当行草創期ともいべき6ヵ年もの間よく行内を統率して今日の基盤を築いたのは誠に非凡ともいいくべきものであった。

後任総裁には年が明けて1954年1月18日、ブラムリー主席民政官(Charles V. Bromley, Colonel)により富原副総裁が任命された。

この異動に伴い、1月19日に理事会が招集され、新役員として副総裁に山里、支配人に平尾が重任し、新たに崎浜秀英調査部長が理事に選出され秘書役に任命された。

奄美群島の本土復帰が沖縄経済に与えたもうひとつの影響は、沖縄本島が基地依存的経済構造を有していたのに対し奄美群島が本質的に農漁



第2代総裁
富原 守保

コラム

池畠初代総裁の退任挨拶

「……前略……顧みますと敗戦後永年住み慣れた東京を引揚げ、大島政府財政部長として混乱の極にあつた奄美大島の再建、財政の確立に挺身していた私が、初代琉球銀行総裁の命を受けて当沖縄に赴任して参りましたのは、1948年1月7日であります、ちょうど満6年とひと月ということになります」

当時、当地沖縄は大島と違いまして、すべてこれからという時代であり、物価は極度な上昇ぶり、生活は極度に窮迫し唯々生命を維持するのに右往左往といった状態で、果たして斯る状況下に銀行創業が可能かと懸念した事がたびたびであったのであります。大は米国連邦準備銀行に準じた琉球銀行条例の研究、小は紙、鉛筆の入手、用紙の作成、諸規定の制定等、昼夜を忘れる努力をしたのですが、幸いにして現琉銀監事真榮田副総裁、現総裁富原支配人、現副総裁山里秘書役等の協力を得て予期以上に創業事務は進捗して5ヵ月後の1948年5月1日、大島、宮古、八重山の政府銀行を吸収して画期的開業を見た時は本当にうれしさに胸一杯であります。又、その数日前過去5ヵ月間の給料が軍より一度に支給された時も嬉しく、これで創業事務に無報酬、飲まず食わずの協力をしてくれた役員に対し申訳が

たったのも思い出となります。……中略……

今や琉球経済は国際収支においてはその殆どが軍工事関係とはいえ自立態勢にありますが、今後、更に軍工事依存を脱却する為には色々の難関があるのであります。島内自給向上輸入削減の為の各種生産事業の振興はもとより、問題の軍使用地代の引上げ、労務賃金の引上要請もその最大なものであり、更に日琉協定の改訂によるその国際的地理的地位を活用する三国貿易の途をつけるべきと思うのであります。これらを解決し、更に現行軍票通貨制度の改革も将来必ず為すべきものであります。

世界の注目を浴びている沖縄基地は、米国の施政下にある限り米国は住民の協力と相まってこの島の経済財政を維持する責任があるので、世界最大の経済力を有する米国の支援と住民の努力は数年後においてすばらしいユートピアを建設するであります。私は数年後に再びこの島を訪れて各位に御挨拶申し上げ、この島を見る事をたのしみにしているのですが、何時の日か祖国日本と相携えて相共に平和と正義のために協力し得る日も又大きく期待しております。……後略……」
(1954年2月9日)

表1-5 当行奄美大島地区5支店の貸借対照表

単位:B円

資 産		負 債	
現 金 預 ケ 金 勘 定	18,033,730.40	現 金 勘 定	119,874,159.47
現 金	18,033,730.40	当 座 預 金	2,514,270.83
政 府 貸 付 金 勘 定	2,567,716.00	普 通 預 金	84,001,009.86
市 町 村 貸 付 金	2,567,716.00	定 期 預 金	27,753,044.98
貸 付 勘 定	98,281,431.70	特 殊 預 金	5,605,833.80
手 形 貸 付	48,150,429.30	支 払 承 諸 勘 定	4,131,406.80
証 書 貸 付	47,850,447.70	雜 勘 定	1,295,360.90
当 座 貸 越	2,280,554.70	未 払 利 息 そ の 他	916,562.70
支 払 承 諸 見 返 勘 定	4,131,406.80	未 経 過 割 引 料 そ の 他	378,798.20
雜 勘 定	1,135,390.90	債 権 債 却 準 備 金	2,117,832.03
仮 払 金	134,755.10		
未 収 利 息	1,000,635.80		
動 産 不 動 産 勘 定	3,269,083.40		
営 業 用 土 地 建 物	3,119,403.00		
営 業 用 什 器	149,680.40		
合 計	127,418,759.20	合 計	127,418,759.20

注) 1953年12月24日現在。

村地域であった関係から、奄美群島分離後の沖縄経済が消費的あるいは商業的性格をいちだんと深めたことであった。これにより当行の融資構造も第3次産業に比重が移っていった。

ところで、1953年は経済の大勢が安定的な方向に推移した年であり、そのため預金の増加傾向は顕著であった。奄美群島のB円圏からの離脱があったにもかかわらず1954年3月末の一般預金残高は前年度実績の40%増となった。また、当行は余裕資金の運用を貿易金融を主体とする商業資金の貸付伸展に求め、1954年3月の決算期において純益1,274万B円をあげ、奄美群島の返還と金融基調の変化に起因する試練期を克服することができた。

3 金融基調の変化と当行

(1) 金融緩慢と資金の偏在

■資金の当行集中

創業5年、当行の業務は内容・規模ともに充実し発展を遂げてきたが、沖縄経済に占める当行業務の比重が高まるとともに、当行は島内金融経済の動きと密接な関係をもって相互に深く影響しあうようになった。

朝鮮動乱を契機とした基地拡張のための軍工事ブームは、1953年を頂点に下降の一途をたどった。基地建設工事が終結したのはもちろんのこと、駐留米軍兵力は削減され、米軍雇用者も大量に解雇された。一方、民間貿易開始以来上昇を続けてきた消費需要も業者の乱立や供給の過剰もあって頭打ちとなり、高利を維持してきた民間金利も低下の兆しをみせた。1953年以降、沖縄経済は戦後初めてのデフレ現象に悩まされることになった。

このような経済事情を反映して金融は緩慢となり、当行を中心に各金融機関とも預金の増勢を続けたが、特に当行への預金集中は激しく1954営業年度末(1954年3月末)には資金は17億2,200万B円、1955営業年度末には33.3%増の22億4,400万B円に達した。

1955年には、これまで後退を続けていた自由諸国経済圏に好況の兆しがみられた。すなわち、米国での消費者の購買力を刺激した信用制度の発達による消費景気の拡大と、西ドイツを核とする西欧諸国の経済力の急速な成長に伴って世界貿易は拡大し、その余波が日本経済を通して沖縄の対外収支にも現れることになった。

すなわち、本土政府の対沖縄產品に対する貿易特別措置の施行と、本土の設備投資ブームや国際市況の堅調のためスクラップの対本土輸出が増加したのを中心とし、輸出総額は前年の740万ドルから1,320万ドルへ倍増、対外収支も720万ドルの黒字となった。1956年も引き続き244万ドルの黒字を計上した。

このような対外収支の好調は通貨の増發につながっていったが、見るべき投資需要がない、為替管理により海外投資も不可能、というような状況のなかで余剰資金は金融機関に集中し、金融緩慢現象に一層拍車をかけることになった。特に目立ったのは、余剰資金の当行に対する極端なまでの集中であった。

当時、新しく立法された「相互銀行法」(1954年10月26日公布施行)に基づいて1953年12月に無尽会社から改組された沖縄相互銀行(本店那覇市)や第一相互銀行(本店那覇市)をはじめ、同年12月改組の南陽相互銀行(本店那覇市)、さらに1954年4月改組の共栄相互銀行(本店宮古平良市)、1955年12月改組の三和相互銀行(本店越來村)など五つの相互銀行があり、また普通銀行として1954年10月立法の「銀行法」により1956年4月に創立された沖縄銀行があった。限られた金融市場のなかでの相互銀行、普通銀行の相次ぐ誕生によって金融界は過当競争に突入していた。しかし、これら市中金融機関がいずれも改組あるいは創立間もなかったことから、住民の貯蓄は当行に過剰集中することになった。これは経済全体からみて、また当行自身からみても決して望ましい姿ではなかった。

■資金偏在是正策の実施

この局面の打開を図るため、琉球政府は1955年11月、全金融機関との協議会をもち、その席上、預金金利引下げによる資金偏在の是正と市中金融の円滑化を促進し、併せて貸付金利引下げを行うことにより企業の金利負担の軽減、ひいては企業資本の限界効率を高めて投資意欲を誘い、当

面の金融緩慢現象を打破するのに協力してもらいたい旨、要請した。

当行は、沖縄全体として資金過剰で預金の吸收しやすい当時の金融情勢に立脚した場合における資金偏在の正常な是正策として、暫定的に各行の信頼度に応じた金利格差を設ける一方、市中銀行自体の信用強化策と自力による預金業務拡大を模索すべきであるとし、その観点から1955年12月1日に金利引き下げを行った。普通預金を日歩1厘、3ヶ月と6ヶ月の定期預金を年利1分引き下げ、1年および2年定期預金を廃止、貸付金利も収穫作物立毛担保貸付および信用貸付に対し従来適用していた日歩2銭6厘の利率を1厘引き下げて実施した。

これと並行して貸付条件の緩和による伸展策がとられたが、その主なものは次のとおりであった。

- (1) 2カ年であった根抵当権設定契約期間を最高5カ年に延長する。
- (2) 月賦償還を原則とする商業資金の返済方法について資産、信用あり、担保物件の価値十分と認められる場合には半年賦払い、または1カ年賦払いにする償還も認める。
- (3) 季節的資金需要に対処するため、優良得意先に対しては事前に根抵当、商品見返り以外の純信用貸付限度枠を設定し融資を行う。
- (4) 有担保貿易決済資金貸付期間を従来より延長する。

このような貸付伸展策に加えて、米国において広く行われている消費者信用の可能性も検討されたが、実施に至らなかった。また当行手持ちの余裕資金によってドルを買い取り、それを手持ち外貨として運用しようという案なども検討されたが、当時は米国民政府による外貨の集中管理方針が堅持されていたため、実現をみるには至らなかった。

さらに琉球政府内政局は、資金偏在の是正と農林漁業に対する特殊融資資金を強化する一石二鳥をねらって、1952年以降当行に預け入れられている郵便貯金資金を協同組合中央金庫に移し変えた。

一方、米国民政府も当時の金融事情に重大な関心をもち、当行に資金偏在を調整する策を検討するよう指示した。これに対して当行は、琉球銀行という総合金融機関と相互銀行という庶民金融機関のかけ離れた二つのものがあって、そこに資金需給のアンバランスが生じているので、その中間に普通銀行をつくってはどうかという意見書を米国民政府に提出した。その構想は、現在90%以上も当行に集中している資金を当行60%、普通銀行30%、そして相互銀行10%というように集中度を緩和する。そうすることにより普通銀行と相互銀行の合計40%で資金供給は可能である、というものであった。このようにして普通銀行としての沖縄銀行創設の構想ができる

がった。

このため発案者の当行は諸規定の作成から職員の世話、さらに資金的な援助も行うというように、すべての面で手助けをした。すでに当行は創設以来7~8年たって行員も育成されているので、代理クラスをすぐ支店長に使えるように積極的に行員に働きかけ、それに応じた職員は自己都合ではなく円満退職として扱われた。

株式会社沖縄銀行が琉球政府から「銀行法」による営業免許証を交付されたのは1956年6月27日であった。こうして当行、沖縄銀行それに無尽会社から組織替えした5相互銀行という金融機構ができあがることになった。

なお、当行が資金偏在の是正策のひとつとして実施した「暫定的」な金利格差の設定は、その後1971年4月に預金金利が統一されるまでの14年余りも続いた。

(2) 対外収支の悪化と金融引締め

■対外収支の悪化

1955年に顕著となった金融緩慢現象は、そのまま翌1956年に持ち越された。基地収入、本土政府からの恩給・年金の受取、軍用地代の一部支払い開始など貿易外収入の増加に加えて輸出もスクラップや砂糖を中心に引き続き好調に推移した。同年の年間対外収支は受取9,630万ドル、支払9,340万ドルといずれも前年度を30%以上も上回り、結局、収支戻りは290万ドルの受取超となった。

1955年8月に30億円台の大台に達したB円通貨の発行高はその後膨張を続け、1956年10月には40億2,600万B円に達したが、その後いくらか収縮を見せ、年末には37億1,900万B円となった。

この間、海外景気の持ち直しと各金融機関の融資条件緩和に刺激されて、沖縄経済の市況は活気をとり戻し、商業面を中心に資金需要も上向きの傾向をとるに至った。前年度において問題化した資金偏在の現象も大幅に是正されたが、特に年度間を通して各相互銀行の営業基盤伸長への意欲にはめざましいものがあった。しかし過当競争は否めず、法令違反などの行為が続出したことから、琉球政府は1956年7月に各相互銀行に対して法定外の大口融資に対し警告を行った。

しかしながら、相互銀行間の競争はドル通貨切替え後次第にエスカレートし、1959年8月には、琉球政府から二度目の厳重な警告が行われた。これは後に弁務官布令第37号「銀行、銀行業務及び信用供与」(1961年1月)の公布へと発展し、さらに金融機関の再編成につながっていった。

1956年10月ごろから対外収支の逆調が目立ち始めた。海外市況特に日

本経済の神武景気から「ナベ底景気」への不況期に符合するように対本土輸出が減少した。特に主要輸出品のひとつであったスクラップ類が激減し、貿易収支は不振をきわめた。

この間1,050万ドルの軍用地料が当行に預託されたため、対外収支の赤字が補填され外貨保有高4,660万ドルに達した。通貨発行高も1957年8月には46億4,000万B円と記録的な上昇を示したが、軍用地料の問題が政治的に難航して妥結に至らず、軍用地料が市中に放出されたわけではなかったことから、金融事情は前年度までとは打って変わり、金融逼迫の兆候がみられるようになった。

1957年の対外収支は結局、年間を通じて実質1,100万ドル余のかつてない大きな赤字となった。これに伴って1957年8月に46億4,000万B円を記録したB円通貨発行高は1957年12月には34億9,000万B円となり、民間放出が留保された軍用地料をこれから控除すると実に24億6,000万B円に激減して、1955年4月以降の最低を記録した。金融基調はわずかに1年余のうちに反転し、主要金融機関の預貸率は1957年6月の91.8%から10月にはついに100.3%と100%を超えるなど極端に悪化した（表1-6参照）。

表1-6 資金量・融資量残高の推移

単位：千B円、%

年月末	資 金 量			融 資 量			預貸率
	合 計	預 金	掛 金	合 計	貸 付 金	給 付 金	
1954. 6	1,578,797	1,428,137	150,660	1,435,246	940,585	494,661	90.9
9	1,939,271	1,717,869	221,402	1,678,407	1,194,264	484,143	86.5
12	2,125,017	1,630,145	494,872	1,699,309	1,193,920	505,389	80.0
1955. 3	2,408,589	1,930,246	478,343	1,715,389	1,239,756	475,633	71.2
6	2,771,573	2,257,979	513,594	1,676,972	1,178,505	498,467	60.5
9	2,912,917	2,384,188	528,729	1,804,715	1,312,773	491,942	62.0
12	3,242,591	2,653,174	589,417	2,204,920	1,657,552	547,368	68.0
1956. 3	3,571,985	2,952,720	619,265	2,421,404	1,874,194	547,210	67.8
6	3,978,350	3,302,300	676,050	2,529,451	1,954,895	574,556	63.6
9	4,443,880	3,726,091	717,789	3,048,744	2,515,116	533,628	68.6
12	4,885,162	4,068,940	816,222	3,785,353	3,185,796	599,557	77.5
1957. 3	5,056,657	4,157,847	898,810	4,314,982	3,704,170	610,812	85.3
6	5,428,388	4,454,993	973,395	4,985,474	4,311,513	673,961	91.8
9	5,735,395	4,690,740	1,044,655	5,467,480	4,756,017	711,463	95.3
12	5,950,194	4,821,671	1,128,523	6,194,182	5,404,212	789,970	104.1
1958. 3	6,488,232	5,269,014	1,219,218	6,210,475	5,374,075	836,400	95.7
6	6,267,054	4,923,789	1,343,265	6,413,303	5,467,038	946,265	102.3

注) 1. 琉球政府当座預金は含まず。

2. 対象金融機関……琉球銀行、沖縄銀行、沖縄相互銀行、第一相互銀行、南陽相互銀行、三和総合銀行、農林中央金庫、郵便局

■金融引締め策の実施

1958年1月、当行は本店で臨時営業店長会議を開き、沖縄全体の金融経済情勢を検討するとともに、事態の收拾を図るために一転して金融引締め策をとることになった。

具体的には、次のような指示がなされた。

- (1) 預金増がみられない限り原則として総貸付残高を30億B円に据え置き、回収額の範囲内において選別融資を行う。
- (2) 滞賃融資は行わない。
- (3) 貸付期間を短縮する。
- (4) 新規の設備資金貸付を一時抑制する。
- (5) 輸入の過剰在庫を防ぐためマージン率(輸入保証金積立率)を引き上げる。

一方、当時の経済界の活況は主として商業中心にかたより、戦後の消費型基地経済の性格をますます助長するものとして、改めて根本的な沖縄経済の産業構造に対する強い反省の声が高まった。

米国民政府や琉球政府も「経済振興第一次5カ年計画」(1955年6月)を作成し、これと並行して生産業への長期設備融資を促進する方針を立てた。従来、この種の生産業融資の唯一の資金源であった復金の資金量に限界があったため、こうした方針は復金と当行との協調融資を推し進めることになった。

しかしながら当行条例が期限5カ年を超える貸付を禁じていたため、1957年7月1日、米軍政府は布令第4号「琉球復興金融基金の創設」を改正(第10号)し、条例により禁じられていた償還期限5カ年以上の長期融資を復金との協調融資に限って認めることにした。

このため当行は8月1日、本店営業部内に従来の貸付課を貸付第一課と貸付第二課に分離し、貸付第二課に復金との協調融資および重要生産業の建築設備資金で貸付期間が3カ年を超える貸付業務を担当せしめた。この長期融資の開始は経済界からも歓迎され、戦後の復興期から脱して新たな生産業の育成発展期に入った当時の経済の時流に即した適切な試みではあったが、金融基調は急激な悪化をたどりつつあり、時機的に遅きに失した感は否めなかった。

このように、B円時代の後半は沖縄の経済復興が本格化する時期であったが、金融基調の激しい変化に乗ることができず、他方、金融機関の乱立からくる過当競争がいちだんと激しくなり、直接あるいは間接に外国銀行が進出する口実を与えることになった。

4 米国民政府と琉球銀行

(1) 米国民政府と琉球銀行理事会



旧沖縄県庁跡に建つ米国琉球民政府並びに琉球政府庁舎

「……琉球諸島の民政(生)安定と軍政府の使命達成を期すため……、茲に琉球銀行を設立する……」。1948年5月4日付米軍政府布令第1号には、このように当行を設立する目的が規定されていたが、これは当行が単に商業銀行としての機能を与えられたにとどまらず行政機関的役割も同時に負荷されたことを意味した。琉球諸島を統治するに当たり、その過程で住民と利害対立が生じた場合は当然米軍政府の立場を優先する、という基本姿勢が「設立目的」のなかに示唆されている。それを可能にする要件は当行の実質的な経営権を握ることであり、そのために米軍政府は布令第1号のなかの「琉球銀行条例及び付則」において、米国民政府(当初の米軍政府)が人事面や業務運営面でどのようにかかわり得るかを規定した。

まず、株式会社の経営権を握るために過半数の株式を保有しなければならない。米軍政府は、条例第3章第7条で「銀行資本金の51%以上は額面金額を以て琉球住民の受託者たる軍政府がこれを所有する。……」と規定し、続いて第8条において株式を売却した結果その所有する株数が米国民政府が所有する株数と同数またはそれ以上となる場合にその株式の売却を禁じた。

しかし、51%の株式を保有した米国民政府は役員を派遣するなど直接に琉球銀行の運営にかかわるのではなく、住民のなかから理事を選出し(当初5名)、その任に当たらせた。条例第13条には、理事は年次株主総会において選出すると規定されているが、その株主総会の定数は「未発行株を除く株式の過半数を以て総会を構成し、さらにその過半数を以て議事を議決する。……」(付則第14条)であった。これは、米国民政府が出席しなければ株主総会は成立しない、同政府の賛成がなければいかなる議事も議決されないとすることを示すものであった。51%の株主は100%の決定権を持っていたのである。第1回株主総会の理事選挙で出席した市町村長の株主が米国民政府に異議を唱え、別途に2名の理事候補を推薦したが、結局、米国民政府の投じたたった1票で否決されたのが、このことを如実に示していた。

このように米国民政府に指名された理事で理事会を構成し、このなかから理事長、総裁および副総裁が選出された(付則第34条)が、さらに1952年5月6日の改正によって総裁は民政官により任命されその意志に基づき服務する、また支配人は民政官の認可を得て総裁により任命されその意志に基づき服務する、として米国民政府の人事権を強固なものとした。

銀行の役員の選出方法や資格、任期は表1-7のとおりであった。

表1-7 理事・役員の選出

理事・役員名	被選出資格	任期	選出者
理 事 会 長	理事	3年	理事会
理 事	制限なし	1年	株主総会
總 裁	理事	3年	民政官(任命)
副 総 裁	理事	3年	理事会
秘 書	制限なし	3年	理事会
支 配 人	制限なし	3年	民政官(認可)→総裁(任命)
弁 譲 士	制限なし	3年	理事会
監	制限なし	3年	理事会

注)総裁については、任期満了後引き続き理事に選出されれば民政官が任命替えするまで任期が延長される。

次に、民政官は理事会に銀行の財産、権益、業務について、それを運営する権能を与えた(条例第14条、付則第32条)が、その行使は必ずしも理事会の完全な自主性にゆだねたものではなく、ときには理事会権限を無視した決定を下すこともあった。定款たる条例や付則の改正は民政官の認可を必要としたし、改正を重ねるにつれて民政官による「事前承認」や「認可」を受けねばならない、とする条項が数多く追加され、民政官の権限は拡大されていった。

このように当行の総裁あるいは理事会の上に米国民政府が黒子的に位置していたこと、つまり当行が民政府管理銀行であった点を認識しておくことは、B円時代の那覇市に対する銀行預金凍結および都市計画融資の中止(1956年12月27日)や、ドル通貨体制に入って当行の総裁を含む役員の更迭(1963年5月20日)、さらに新本店の建設からその備品調達に至るまでなぜ「米国系」企業や「米国」製品を意図的に採用せしめたかなどを理解するためには、ぜひとも必要な前提条件である。

(2) 那覇市への金融封鎖

- 祖国復帰実現の促進
- 土地を守る4原則(一括払い反対、損害賠償、適正補償、新規接收反対)
の貫徹
- 主席公選と民主的権利の擁護

これは、1956年12月25日の那覇市長選に立候補した瀬長亀次郎氏の所信の一部である。軍用地問題を背景に真っ向から米国統治を批判する人民党勢力が急速に伸びつつあった情勢下において、米国民政府は那覇市長から主席に就任した当間重剛氏から那覇市長選挙の見通しについて「瀬長当選の見込みなし」との楽観的な返事を得ていた。

しかし、その瀬長氏が16,592票を獲得して当選したことは多くの住民も全く予想外のこととして受け取ったが、マスコミは同氏の勝因を①保守の不

統一と人民党の組織動員力、②首里や小禄地域住民の偏った都市計画の受益に対する不満、③軍政への批判、④保守候補人選への一部財界人の介入や瀬長を当選させるのは那覇市をソ連に売り渡すようなものなどと中傷した怪文書に市民が反感を抱いたためと分析していた。

瀬長氏当選の波紋は次々に広がった。那覇市議会の泉議長らは米国民政府にバージャー首席民政官(Vonna F. Burger, BRIG GEN)を訪ね、その不始末を詫びているし、人民党を除く議員が協議して「反米感情をあおり市民を攪乱する政党の書記長が市長では市民生活の混乱と破壊が次々に現実にあらわれるのは必定」として新市長への非協力声明を発表し、那覇市役所の部課長らも助役に辞表を提出した(のちに「開城」すべきでないとして撤回)。他方、琉球建設業協会の人民党同調者非雇用声明、沖縄金融協会も非協力の態度を声明するなど、新市長の退陣を要求する声が高まつた。

米国民政府がその株式の51%を持ち那覇市の都市計画に資金面から大きく寄与する復金業務を受託している当行の富原総裁も、「(瀬長氏の当選で)情勢の変化した那覇市との金融関係の根本的対策ができるまで、都市計画への融資、米国民政府補助金の支出を停止し、市の預金を凍結する」と発表した。金融攻勢をかけて市の台所を枯渇させ、市議会の反瀬長勢力を結束して不信任をたたきつけ合法的に瀬長追放を実現するための圧力であった。

このような各界の反応のなかで特に当行がとった金融措置は大きな反響をもたらした。那覇市は再三にわたりその解除を要請する一方、その措置をめぐる当行の権限行使の妥当性一すでに認可された復金融資について総裁がそれを拒否する権限があるのか否か一にも言及するなど激しく迫った。

当初、富原総裁は米国民政府の指示により金融措置が採られたと述べたが、のちに当行独自の立場で補助金を打ち切り融資を拒否したと前言を覆したのである。

この富原総裁の金融措置が米軍の指示によるものではないかという点について、米極東軍司令官のレムニツァー(Lyman L. Lemnitzer)司令官代理は日本社会党の佐竹沖縄対策委員長らに「それは那覇市と琉球銀行間の問題であり米国民政府にそのようなことはありえない」と述べ、関与を否定した。マスコミは「富原琉銀総裁がアメリカの51%の株を預っている手前、瀬長市長を金でいじめるという“忠臣ぶり”を發揮するなら、そうはっきり言うべきである」として、当行の金融活動を厳しく批判している。

富原総裁は後に次のように述懐している。

「琉銀の資金は、すべて米国民政府の監督をうけ、総裁とはいっても私に実権はなかった。米国民政府では財政部長が琉銀との実務にタッチし、実際の監督官である首席民政官が51%の株の名義人になっていた。那覇市に貸そうにも私の権限ではどうにもならなかつたし、私の一存で貸せば、背任行為に問われるのだった。米極東軍司令官代理の発言も、アメリカ側では、ああいうより仕方がなかつただろうし、私は甘んじてドロをかぶらなければならなかつた」

米国民政府は、市議会において市長不信任を可決するために布令を公布して「改正市町村議会議員及び市町村長選挙法」を、また瀬長氏の被選挙権をはく奪するため「市町村自治法」を改正した。これを受けた那覇市議会は、1957年11月25日に不信任案を可決し瀬長市長を退陣せしめた。後任として兼次佐一氏が市長に就任した直後の1959年1月にこれら金融措置は解除され、およそ2年ぶりに正常化が図られた。

ところで米国民政府が政治的に融資を拒否した例として、このほかに1953年9月の沖縄教職員会館建設資金の借入れや、1956年6月の沖縄タイムス新社屋建設資金借入れがあった。前者は教職員会が進めていた戦災校舎復興運動や復帰運動への圧力であり、後者については島ぐるみ運動の頂点にあった軍用地問題を大胆かつ詳細に報道した同社の記事に対して不満を抱いていたからであったといわれている。

1950年代は、土地問題が島ぐるみ運動に発展し、米国の最も嫌っていた瀬長氏が市長に当選するに及んで、米国民政府が沖縄においてイギリスの植民地であり軍事基地であった地中海のキプロスのように反植民地・反基地闘争が起るのではないかという強い危惧の念を抱き、そのため力で抑えつける統治を続けた時代であった。“沖縄の本土復帰”を口にするのがはばかられた時代であった。



米国民政府と琉球政府建物

1 銀行の通常業務



B型円軍票

B円時代10年間の当行の業績は著しい増勢をみせた。1949年3月、つまり当行が創設されて迎えた第1回の決算期における実績を100として、預金はほぼ40倍、貸出金も36倍と、この間の本土における全国地方銀行の伸びをいずれも大幅に上回った（表1-8参照）。

表1-8 預金・貸出金の増加状況

年	預 金		貸 出 金	
	当 行	全国普通銀行	当 行	全国普通銀行
1949	100.0	100.0	100.0	100.0
1950	170.8	128.1	243.1	141.5
1951	440.8	196.4	425.5	207.2
1952	752.8	289.3	787.8	302.5
1953	939.1	370.9	1,038.9	393.1
1954	1,247.3	419.6	1,281.0	435.9
1955	1,625.3	486.3	1,297.5	490.2
1956	2,081.1	599.0	1,690.2	599.8
1957	2,900.2	717.0	2,613.5	724.9
1958	3,990.9	849.6	3,630.1	840.5

資料：日本銀行「本邦経済統計」

注)各年3月末現在。

資産、負債の構成から際立った特色をあげるならば、まず資産では、現金、預け金の占める割合が全国地方銀行に比べて非常に大きい点を指摘することができる。それは、第1に預金支払準備率が定期性預金には5%、要求払預金には18%と高率であり、しかもその保有形態が1957年5月の改正以後一部は民政官が認可する米国の銀行預金も認められたものの、それまでは「全額現金」でなければならなかったということに起因している。第2は、米国民政府預金には100%の準備金が要求されていたことである。同預金の割合がきわめて大きかった1949年3月末、50年3月末に現金、預け金の構成比がそれに符合するようにきわめて高いのもそのためである。第3は当行が沖縄内の諸金融機関の準備金受託銀行であったということであり、そして第4は、余裕資金でドルを購入しそれを運用するという途がなく、結果的に余裕資金を手持現金として保有しなければならないケースが多くあったことである。

負債の面では、住民の経済活動が活発化するにつれて一般預金の構成が漸次上昇したが、それでも米国民政府預金が1955年を除き10%を超える高い割合であったことが特色としてあげられる（表1-9参照）。

表1-9 資産・負債構成比の推移

単位: %

年	資産						負債					
	現金預け金	貸出金	外国為替	動産不動産	その他	計	米国民政府預金	一般預金	外国為替	その他	株主勘定	計
1949	83.1	14.9	—	0.1	1.9	100.0	77.0	18.5	—	0.9	3.6	100.0
1950	64.1	33.7	—	0.4	1.8	100.0	54.9	39.4	—	1.3	4.4	100.0
1951	55.6	26.8	2.7	0.2	14.7	100.0	34.8	46.2	—	16.6	2.4	100.0
1952	39.8	31.1	4.5	0.4	24.2	100.0	17.0	49.5	5.4	25.5	2.6	100.0
1953	37.4	30.1	3.4	0.7	28.4	100.0	10.7	45.3	10.9	30.3	2.8	100.0
1954	35.7	27.1	3.6	0.4	33.2	100.0	14.4	43.9	4.4	34.9	2.4	100.0
1955	40.1	28.1	6.9	0.7	24.2	100.0	6.4	58.7	6.6	25.5	2.8	100.0
1956	44.1	27.6	5.2	0.7	22.4	100.0	11.7	56.5	5.6	24.0	2.2	100.0
1957	43.5	33.7	4.6	0.7	17.5	100.0	12.3	62.2	3.7	19.6	2.2	100.0
1958	44.9	36.3	4.1	0.7	14.0	100.0	12.5	66.4	2.3	16.6	2.2	100.0

注)各年3月末現在。

預金構成面では、流動性預金が非常に高かったことがあげられる。これは当行の預金コストが低いということを意味し、外国為替および復金事務の独占から派生する収益とともに当行の企業体質の基礎をつくるうえで重要な要素となった。

(1) 預金の推移

創設後5カ年間の当行の資金量は、国際情勢の激しい動きと符合して推移した。

まず、当時の国際情勢をみると、1949年10月、米国議会において沖縄軍事施設費5,800万ドルが計上され、翌年3月には大がかりな基地建設工事が始まった。これは直ちに基地建設工事ブームをもたらし地元経済に一大刺激を与えた。さらに1950年6月に勃発した朝鮮動乱は特需ブームを招来し、基地建設ブームとともに戦後の疲弊した沖縄経済の復興に大きく貢献した。1951年3月期の資金量が年間158%も増加したことがそのことを物語っている(表1-10参照)。

この二つの要因は、沖縄の経済体質を基地依存の方向に傾け、さらに、折からの民間貿易の開始(1951年2月)も加わって消費型経済へと創り変えていった。

表1-10 預金の推移

単位:千円、%

年	預金の増勢			預金構成					
	預金	増加額	増加率	計	定期性	流動性	当座預金	普通預金	その他
1949	138,073	—	—(—)	100	1	99	48	23	28
1950	235,775	97,702	70.8(100.3)	100	4	96	43	38	16
1951	608,632	372,857	158.1(162.9)	100	6	94	17	46	31
1952	1,039,443	430,811	70.8(62.7)	100	7	93	13	42	38
1953	1,296,665	257,222	24.7(31.2)	100	9	91	14	44	33
1954	1,722,154	425,489	32.8(16.7)	100	11	89	15	45	29
1955	2,244,149	521,995	33.3(42.1)	100	16	84	14	48	22
1956	2,873,408	629,259	28.0(42.7)	100	18	82	19	48	15
1957	4,004,451	1,131,043	39.4(9.2)	100	11	89	16	37	36
1958	5,510,367	1,505,916	37.6(8.9)	100	11	89	11	30	48

注)1. 米国軍(民)政府関係預金を除く。

2. ()内は一般預金の増加等。

3. 各年3月末現在。

やがて朝鮮動乱の終息と基地建設が一段落したことにより、土建業や運輸業者の人員整理、米軍雇用者の大量解雇が行われ、戦後初のデフレに陥った。しかし、この不景気は短期間で解消された。講和条約発効前の土地賃借料や地上物権補償費の支払い、本土政府からの恩給・年金、弔慰金の支払金が大量に流入したからであった。

1953年12月、奄美大島の本土復帰に伴い同島にあった大島、古仁屋、徳之島、喜界それに沖永良部の5支店が鹿児島銀行に譲渡されたものの、預金量は前年同月比30%を超える増加を示した。

1955年12月、当行は預貸金利引下げを実施し、同時に1年と2年の長期定期預金を廃止したが、これは一時沈滞した資金需要を喚起する一方、当行に集中した過剰資金の増加を抑えるために採られた措置であった。定期性預金の構成比が1956年3月の18%から1957年3月の11%に急落したのもそのためであった。

しかしながら、やがて本土のナベ底景気は沖縄の対本土主要輸出品であるスクラップの需要を激減させ、そのため沖縄の対外収支は逆調に転じ、これまで順調に伸びていた預金もここにきて大きな転換点に立たされることになった。

すなわち琉球政府当座預金を除く一般預金は、1957年9月期に戦後初のマイナス伸び率となった。このため総預金に占める琉球政府当座預金の比率は1957年9月末で45.8%、1958年3月末44.3%となり、ここに深刻な金融逼迫に直面することになった。

(2) 貸出金の推移

当行の総資産に占める貸出金の比率は、1950年代の平均でわずか30.5%にすぎないほどきわめて低いものであった。しかし、戦後復興の福音は破壊された住宅の建築とそれに関連する土建業の隆盛に先導され、基地建設ブームでさらにその弾みをつけた。そのうえ1951年2月から始まった民間方式による輸入貿易は、商業部門の急速な発展をもたらし、また小規模の食料品工業も次々と勃興した。このような状況をうけて貸出金も急

表1-11 貸出金の推移

単位:千円、%

年	貸出金	増加額	増加率	預貸率
1949	82,874			60.0
1950	201,440	118,566	143.1	85.4
1951	352,615	151,175	75.0	57.9
1952	652,867	300,252	85.2	62.8
1953	860,939	208,072	31.9	66.4
1954	1,061,650	200,711	23.3	61.6
1955	1,075,282	13,632	1.3	47.9
1956	1,400,748	325,466	30.3	48.7
1957	2,165,938	765,190	54.6	54.1
1958	3,008,402	842,464	38.9	54.6

注)各年3月末現在。

激に増加し、1954年3月末には早くも10億B円台にのせ10億6,165万B円となつた（表1-11参照）。

やがて基地拡張のための軍工事ブームが1953年をピークとして下降に転じたことから、急速に拡大した民間貿易がその反動で頭打ち状態となり、資金需要は著しく鈍化し始めた。この間、伸びたのは農業協同組合や食料品工業の部門だけであった。

このような事態を打開するために当行は、貸出金利の引下げや貸出条件の緩和による融資伸展策を1955年12月に講じた。これらは、商業、工業をはじめ次第に貿易や交通、土建業、住宅建築部門の資金需要を刺激し、また変わったところでは農業部門で農耕や家畜購入資金需要などを刺激した。当行の融資量は、1957年3月末に21億6,594万B円を記録したあと1958年3月には早くも30億B円台に達するといった急増ぶりであった（表1-12参照）。

表1-12 業態別貸出残高の推移

単位:千B円

年	農業	工業	商業	貿易	水産業	交通業	林業	土建業	住宅建築	政府	市町村	その他	合計
1949	45,669	21,530	31,663	—	23,589	6,466	2,097	5,229	6,675	4,542	8,087	6,239	161,788
1950	48,374	30,424	29,091	12,277	31,279	9,201	3,605	12,475	10,552	4,705	7,072	2,357	201,412
1951	42,386	31,700	78,762	44,691	27,653	13,341	2,533	49,847	29,057	5,304	17,781	9,318	352,373
1952	74,979	55,064	195,345	98,350	30,084	52,471	3,527	64,690	51,650	1,465	11,740	13,502	652,867
1953	78,758	93,732	240,549	162,659	25,618	38,366	2,912	116,032	47,524	—	20,389	34,400	860,939
1954	55,724	108,586	247,118	240,009	17,193	78,473	868	232,297	36,195	—	14,820	30,366	1,061,649
1955	103,195	170,612	284,254	166,596	18,174	45,313	628	215,396	29,188	—	10,007	31,918	1,075,281
1956	148,115	228,052	463,904	140,453	18,913	41,470	501	280,849	27,710	—	4,680	46,101	1,400,748
1957	184,434	259,809	769,568	282,163	23,843	146,664	521	265,803	71,022	—	3,210	158,900	2,165,937
1958	258,311	464,795	1,027,082	329,700	37,770	196,629	410	277,379	156,060	—	5,420	254,846	3,008,402

注)各年3月末現在の残高、ただし1949年のみ9月末残高。

(3) 収益状況

当行の収益構造は貸出金利息を主体とする点で他行と同じであるが、それに次ぐ項目をみると、当行のみに課された役割や特殊な付随業務などを反映して他行にない“固有の収益源”がいくつかあった。復金事務受託手数料を含む代行事務手数料、外国為替関連の収益がそれである。

これらはともに1950年に入ってから取扱いが開始されたものであった。復金事務、外国為替事務取扱高の増加と歩調を合わせるかのように、これに伴う収益も急速に拡大したが、なかでも外国為替関連の収益は1952年以降全体の30%前後を占め当行の主要な収益源となった。

ちなみにB円時代10年間の外国為替収益は5億7,069万B円、また復金事務を含む琉球民政府代行事務手数料は1億927万B円であり、両者を合計した6億7,996万B円が当行の経営基盤の確立と充実に大きな力となったのはいうまでもない。

なお、当行は条例により民政官の承認を得たうえで有価証券を購入することができたが、法人企業そのものの数がきわめて少なく、また企業自体の

自己資本が劣弱であったため、B円時代は特にみるべき有価証券への運用は行われなかった（表1-13、表1-14参照）。

一方、経常支出の面をみると、次第に定期性預金の構成比が増大する傾向はみられたものの金利の低い流動性預金が圧倒的に大きく、このため預金利息は1956年3月の38.7%を最高に30%前後とかなり低い水準で推移した。人件費（諸給与）および営業費は、50年代後半にかけて新規行員の採用などによる人件費の増大や営業店舗の復旧・拡大に伴う諸雑費の増加など、基盤拡充に向けた過渡期の現象がみられた（表1-15参照）。

このようななかにあって、1954年9月と1955年3月に思い切った債権償却を行えたのも、先に触れた固有の利益と低い預金コスト、さらに1952年4月に琉球政府が発足するまで米国民政府からいかなる租税も免除されるという他行にない特権が当行に与えられていたからであった。

収益金の処分についてみると、当行条例に基づいて純益金の50%を法定積立金として積み立てたが、後にそれを上回る積立が認められ、さらに1956年5月の条例改正では任意積立金も認められ、内部留保は一層充実

表1-13 収益の推移
(実績)

単位:千日円

項目	1949	1950	1951	1952	1953	1954	1955	1956	1957	1958	累計
貸出金利息及び割引手数料	2,731	13,631	25,633	58,298	85,071	97,526	107,391	110,507	166,336	265,133	932,257
代行事務手数料及び外国為替収益	611	850	2,376	45,405	72,762	80,225	85,191	108,413	140,675	143,453	679,961
琉球民政府代行事務手数料	611	850	2,262	6,108	10,274	16,328	14,627	16,454	18,611	23,146	109,271
外国為替収益	—	—	114	39,297	62,488	63,897	70,564	91,959	122,064	120,307	570,690
その他の	621	888	2,764	3,155	10,005	48,205	60,101	51,470	69,561	73,977	320,747
合計	3,963	15,369	30,773	106,858	167,838	225,956	252,683	270,390	376,572	482,563	1,932,965

(構成比)

単位: %

貸出金利息及び割引手数料	68.9	88.7	83.3	54.6	50.7	43.2	42.5	40.9	44.2	54.9	48.2
代行事務手数料及び外国為替収益	15.4	5.5	7.8	42.5	43.3	35.5	33.7	40.1	37.3	29.7	35.1
琉球民政府代行事務手数料	15.4	5.5	7.4	5.7	6.1	7.2	5.8	6.1	4.9	4.8	5.6
外国為替収益	—	—	0.4	36.8	37.2	28.3	27.9	34.0	32.4	24.9	29.5
その他の	15.7	5.8	8.9	2.9	6.0	21.3	23.8	19.0	18.5	15.4	16.7
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注)当行会計年度ベース(1950年度=1949年4月~1950年3月)。

表1-14 外国為替取扱高の推移

単位:千ドル

年	売為替	買為替	合計	指數
1952	16,973	2,451	19,424	100
1953	50,798	7,365	58,163	299
1954	57,223	12,725	69,948	360
1955	52,978	11,536	64,514	332
1956	65,402	20,899	86,301	444
1957	91,154	29,328	120,482	620
1958	93,146	21,734	114,880	591

注)当行会計年度ベース(1952年度=1951年4月~1952年3月)。

することになった。他方、株主への配当も第1期の5%から第2期8%、第5期には10%、次いで第7期からは条例で認められた上限の12%という高い配当率を実施した。以後B円時代は終始12%の配当率を維持し、堅実な経営ぶりを示した（表1-16参照）。

表1-15 支出の推移
(実績)

項目	1949	1950	1951	1952	1953	1954	1955	1956	1957	1958	単位:千B円
預金利息	299	540	3,110	5,826	11,175	17,005	23,699	31,635	29,109	26,941	
債権償却	—	1,200	1,200	1,542	5,015	6,397	25,131	8,982	8,029	5,243	
諸給与	1,327	1,692	4,788	10,996	14,415	22,277	23,495	24,755	30,219	37,728	
営業費	912	834	2,554	12,561	19,731	15,214	13,325	16,381	25,155	27,847	
合計	2,538	4,266	11,652	30,925	50,336	60,893	85,650	81,753	92,512	97,759	

(構成比)											
	単位:%										
預金利息	11.8	12.7	26.7	18.8	22.2	27.9	27.7	38.7	31.4	27.5	
債権償却		28.1	10.3	5.0	10.0	10.5	29.3	11.0	8.7	5.4	
諸給与	52.3	39.7	41.1	35.6	28.6	36.6	27.4	30.3	32.7	38.6	
営業費	35.9	19.5	21.9	40.6	39.2	25.0	15.6	20.0	27.2	28.5	
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

注)当行会計年度ベース(1950年度=1949年4月~1950年3月)。

表1-16 利益処分状況

期	当期純益金	法定積立金	任意積立金	配当金(配当率)	次期繰越金	単位:千B円、%
第1期(1948.5~49.3)	1,180	590		304 (5)	286	
第2期(1949.4~49.9)	2,918	1,459		393 (8)	1,066	
第3期(1949.10~50.3)	2,865	1,433		400 (8)	1,033	
第4期(1950.4~50.9)	2,281	1,141		595 (8)	545	
第5期(1950.10~51.3)	4,452	2,226		998 (10)	1,227	
第6期(1951.4~51.9)	9,874	4,937		1,000 (10)	3,937	
第7期(1951.10~52.3)	14,918	11,665		1,200 (12)	2,052	
第8期(1952.4~52.9)	13,033	10,500		1,200 (12)	1,333	
第9期(1952.10~53.3)	13,660	8,000		1,200 (12)	4,460	
第10期(1953.4~53.9)	8,514	4,500		1,800 (12)	2,214	
第11期(1953.10~54.3)	12,747	7,400		1,800 (12)	3,547	
第12期(1954.4~54.9)	8,949	6,250		1,800 (12)	1,371	
第13期(1954.10~55.3)	8,180	5,481		1,800 (12)	899	
第14期(1955.4~55.9)	8,075	5,000		1,800 (12)	1,275	
第15期(1955.10~56.3)	15,831	10,000		1,800 (12)	4,031	
第16期(1956.4~56.9)	15,833	9,000	4,700	1,800 (12)	33	
第17期(1956.10~57.3)	25,646	15,000	8,500	1,800 (12)	346	
第18期(1957.4~57.9)	21,273	13,000	6,300	1,800 (12)	173	
第19期(1957.10~58.3)	22,295	14,000	5,500	2,700 (15)	95	

注)第19期の配当金に記念配当3%が含まれる。

当行は1,000万B円の資本金でスタートしたが、1948年10月に第1回の増資、次いで1953年3月にも第2回の増資を行い3,000万B円となった。2回目の増資は対外信用の強化ならびに預金対資本金の均衡保持を目的としたものであり、未配当利益金より全額繰り入れられ、株主に無償配付された。

またこの間、諸引当金および諸準備金についても毎期自己資本の充実に努め、1958年3月期には資本金の10倍を超える将来の発展をいちだんと促進することになった（表1-17参照）。

表1-17 自己資本の推移

単位:千B円

年	資本金	引 当 金			準 備 金			諸引当金 +準備金
		前期繰越	当期純益	任意積立金	法定積立金	債権償却準備金	退職給与引当金	
1948	10,000							0
1949	20,000		1,180					1,180
1950	20,000	1,351	2,865		2,049			6,265
1951	20,000	2,929	4,452		4,622			12,003
1952	20,000	8,092	14,918		11,785	11,099		45,894
1953	30,000	1,478	13,660		34,000	17,000	5,000	71,138
1954	30,000	7,791	12,747		43,850	17,000	7,000	88,388
1955	30,000	12,711	8,180		57,519	6,022	7,500	91,932
1956	30,000	14,885	15,831		68,000	20,000	7,500	126,216
1957	30,000	18,949	25,646	4,700	87,000	59,000	9,572	204,831
1958	30,000	1,468	22,295	37,500	115,000	136,000	12,119	324,382

注)各年3月末現在。ただし1948年のみ5月末現在。

2 琉球復興金融基金

(1) 融資の動向

1950年6月、3部3課よりなる復金局を創設して戦後の復興長期資金を受託する体制を整えた当行は、以後10年間つまり復金が琉球開発金融公社に発展的に引き継がれるまでその運営に当たった。

各年ごとに復金の新規融資をみたのが表1-18である。10年間に合計44億2,800万B円、ドルに換算すると3,690万ドルが貸し出された。このうち住宅の18億5,000万B円が最も多く全体の42.0%を占めた。復金融資により建築された恒久住宅は約1万8,000戸にのぼり10万人近い住民が恩恵を受けた。「フッキン」といえば当時の人々にすぐ住宅を連想させるほど復興期において日常生活のなかに広くかつ深く根づいていた。

住宅建築に次いで大きいのは商業部門で8億1,900万B円、全体の18.5%を占めた。若松卸問屋街を中心とする商業部門の基礎的投資は、ほぼこの10年間で完了したとみられる。そして製造加工業の7億5,500万B円、17.1%が続く。この製造加工業の分野では大型分蜜糖工場をはじめ、製粉、煙

表1-18 業態別新規貸出高の推移(復金)

単位:千B円、%

年	農 業	林 業	漁 業	商 業	海上運輸	製造加工業	住 宅	土地購入	市町村	合 計
1950	635		1,172	935		1,956	6,206			10,904
1951	45,100		14,696	64,675		27,537	154,311			306,319
1952	79,184	367	8,758	73,803	562	106,390	249,353			518,417
1953	16,157			60,041	332	43,045	145,777		140,726	406,078
1954	16,464			101,048	51,780	156,147	112,035		27,347	464,821
1955	7,988			131,515	14,530	34,234	142,591	181	18,960	349,999
1956	8,194		1,310	131,018	103,079	105,525	176,219	342	79,702	605,389
1957	6,248		1,120	151,058	167,050	81,720	249,200	135	1,413	657,944
1958	19,446			62,295	37,110	16,808	324,985	524	10,456	471,624
1959			1,469	42,914	50,397	182,168	294,491	1,278	64,001	636,718
計	199,416	367	28,525	819,302	424,840	755,530	1,855,168	2,460	342,605	4,428,213
(構成比)	(4.5)	(0.0)	(0.6)	(18.5)	(9.6)	(17.1)	(42.0)	(0.0)	(7.7)	(100.0)

注)1. 历年ベース。

2. 1958年、59年はドル実績を1ドル対120B円で換算。

3. 振構築資金は「住宅」に加えた。

草、味噌、醤油、製氷、パイン、肥料、ビール会社などが主体であったが、出遅れは否めず、また小規模なため対外競争力も弱く、いずれも行政の保護措置を必要とする段階にとどまった。

これら3業種で実に全体の77.6%に達し、米軍政府布令第4号が意図した「琉球列島の経済復興のため重要な商工農、建築の各面に……」の一分野である農業は、2億B円弱で4.5%にとどまった。零細化が最も激しくかつ自然条件に左右されるため、復金の融資条件にたえる経営基盤がなかったのが最大の要因であった。

海上運輸は4億2,000万B円、9.6%を占めた。戦前は先島航路を含めて大阪商船により独占されていた海上輸送は、戦後、復金設立以前のガリオア資金の直接投資による船舶購入に続いて、復金でも地元企業の育成および外貨節約の面から積極的に融資を行った。1953年から57年にかけて建造された那覇丸、沖縄丸、球陽丸などの主要船舶の建造費の75～90%が復金融資で賄われた。

復金の融資量の推移は表1-19に示した。1950年の1,100万B円に始まり1954年には10億B円台を超え、1958年に20億B円台にのせている。設備資金の需要がいかに根強いものであったかをうかがうことができる。

表1-19 業態別貸出残高の推移

単位:千B円

年	農林漁業	商業	海上運輸業	製造加工業	住宅	市町村その他	合計
1950	1,807	935	—	1,957	6,181	—	10,880
1951	59,661	61,000	—	28,982	154,704	—	304,346
1952	51,575	121,624	4,922	196,384	374,241	—	748,748
1953	38,787	130,939	1,328	170,746	416,049	73,671	831,522
1954	35,400	184,392	52,936	306,847	446,887	100,286	1,126,752
1955	27,067	323,123	60,773	241,067	496,396	108,574	1,257,003
1956	24,052	373,246	149,893	299,131	565,880	165,567	1,577,773
1957	19,865	426,572	298,531	322,771	698,640	144,566	1,910,949
1958	33,898	405,842	308,206	283,198	889,382	129,470	2,049,996
1959	11,604	367,705	340,834	399,628	1,033,052	176,885	2,329,708

注) 1. 1958年、59年はドル実績を1ドル対120B円で換算。

2. 各年12月末現在の残高。

復金の融資量は1959年9月末における主要金融機関の融資量8,249万ドルの23%を占めたが、これは1958年下期における本土の全金融機関融資残高に占める政府金融機関の割合14%よりはるかに高い。

表1-20は、主要金融機関が融資した設備資金を業態別にみたものである。これによると、1959年9月末現在設備資金の総融資量3,396万ドル(40億7,600万B円)のうち復金融資は61%の2,075万ドルであり、戦後復興期に果たした役割がいかに大きなものであったかがわかる。業態別では住宅建築をはじめ工業、交通業で60～80%台、商業で43%と民間部門が高い割合を占めただけでなく、市町村自治体といった公的部門においても、その貧困な財政を補い社会資本の充実の面で大きく貢献した。

表1-20 金融機関別業態別設備資金金融資残高

単位:千ドル、%

業 態	普通銀行		相互銀行		政府機関		復 金		合 計	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
農業	1,397	60.1	293	12.6	390	16.8	246	10.5	2,326	100.0
工業	1,978	31.8	218	3.6	80	1.2	3,936	63.4	6,212	100.0
商業	2,833	36.8	1,338	17.4	183	2.4	3,339	43.4	7,693	100.0
水産業	103	20.2	52	10.4	337	66.2	17	3.2	509	100.0
交通業	1,319	30.1	214	4.9	32	0.7	2,824	64.3	4,389	100.0
林業	0	0	0	0	5	100.0	0	0	5	100.0
土建業	47	23.7	151	76.3	0	0	0	0	198	100.0
住宅建築	919	9.6	208	2.2	0	0	8,438	88.3	9,565	100.0
市町村	97	4.8	0	0	0	0	1,938	95.2	2,035	100.0
その他	779	75.4	226	21.9	11	1.1	17	1.6	1,033	100.0
計	9,472	27.9	2,700	8.0	1,038	3.0	20,755	61.1	33,965	100.0

資料：琉球政府

注)1. 1959年9月末現在。

2. 相互銀行は給付金を含む。

3. 政府機関……農林中央金庫、大衆金融金庫、移民金庫。

見返資金からの追加出資と確実な資金の回収によって、復金融資は着実に拡大の一途をたどった。当初以来の復金債権の償却高はわずか600万B円(5万ドル)にとどまり、総融資量44億2,800万B円の0.1%を占めたにすぎない。もちろん、これは布令第4号に基づく1番抵当権の設定や復金債権優先弁済などの保全措置が講ぜられていたことも大きな要因となっているが、それよりも復金当局が、復金設立の主旨に沿って情実による冗慢な融資を避け、厳格な査定により将来の回収の確保のために万全を期したことによるものであった。

(2) 原資の動向

すでに記したとおり、復金は当初1億B円でスタートしたが、その後、復金収益金や見返資金支出による追加出資が行われ、原資規模は年々拡大していった。復金の資金追加は表1-21に示すとおりである。

米国民政府出資は10年間で24億3,000万B円、年間平均で2億4,000万B円であるが、1952年は5億6,900万B円と最高額の追加が行われた。翌1953年に3億7,500万B円の追加出資のあとペースダウンしたのは、ガリオア援助が減少傾向をたどり、1954年度から100万ドル台に縮減されたためである。

ところで、この基金の運用から生じた利潤および元金は、その根拠法である布令第4号「琉球復興金融基金の創設」第4条第4項によって再投資金として同基金に繰り入れるように規定されている。この再投資金は、表1-21に示されているように融資額の増加に伴って増え、特に1958年および1959年には米国民政府出資額をもじのぎ、1959年末の資本合計29億6,600万B円の18%、5億3,600万B円に達した。

しかしドル時代に入ると、本源的な資本たる米国民政府出資額の先細り傾向によって復金の資金原資が伸び悩んだことから、根強い設備資金の

需要はやがて当行を含む市中金融機関に向かうことになり、対外収支の逆調とも重って深刻な金融逼迫を引き起こすことになった。

表1-21 資本原資の推移 単位:百万日円

年月末	米国民政府出資額(累計)	再投資金	資本合計
1950. 4	100 (- 100)	0	100
1951. 6	13 (- 113)	△ 0.5	112.5
1952. 6	569 (- 682)	10	692
1953. 6	375 (-1,057)	29	1,086
1954. 6	184 (-1,241)	54	1,296
1955. 6	194 (-1,435)	108	1,544
1956. 6	268 (-1,703)	182	1,885
1957. 6	300 (-2,003)	264	2,268
1958. 6	138 (-2,141)	362	2,504
1959. 6	229 (-2,370)	471	2,842
1959.12	60 (-2,430)	536	2,966

注) 1959年12月については、ドル実績を1ドル対120円で換算。



旧本店